

38-80



\*1200701640680\*

38

80



始





IT3T-72

38

80

小中村義象

丸山正彦

増田于信

落合直文

萩野由之

合著

# 外天

東京博文館



WE2267

小中村義象  
丸山正彦  
增田于信  
落合直文  
萩野由之  
合著

外

交

東京博文館藏版



38  
80

# 外交

緒言



條約改正は、目下の大問題なり、國權消長の繫る所、國力  
 伸縮の由る所、あれか國民たらんもの、その事の當否を  
 把りて、秦人の肥瘠視すへきまあらず、此に於て其是非  
 得失の論、朝野に喧しきもの、宜なりといふへし、然とも  
 蛙鳴蟬噪、空しく論じ、徒に説かんは、論の得たるものに  
 あらず、必や内外彼我の事歴に參じて、本末源委を明に  
 せずんば、夫はた何の効あらんや、殊に我自國たる大日  
 (一) 本國の歴史に於ては、最慎重して、討究せざるへからさ



(二)

るものとす、

外 交

此故に余輩は、外交上の問題中我邦古來の制法慣例十條を撰み、各分ちて之を考證説明し、國權の由て振ふ所、政畧の由て行はるゝ所、法制制度の由て成る所、其源を推し其委を窮め、國家外政の故に於て、取りて資用となすへきものに就き、綱を提げ目を張り、以て闡明する所あらしめんとす、  
然とももと匆卒に稿を起志、を以て尙引證すへきものゝ漏れたる、前に述へしものゝ後に重出せる事等一二之なきにあらすといへとも、うはもと篇を分ちて草

緒

言

(三)

せしによるか故なり、今あどくく改竄補綴せざるものは、其間却て又各自所論の天真を見得へきものもあるへければなり、  
抑余輩已に此稿を畢へて、世に公にするに至れりといへとも、余輩は此を以てかの囂々たる世論の得失、政治の是非に付て、之を批評難陳せんとするものにあらず、唯國史學上より觀察して、以て古來の經歷を未知らざる人に告げんとするものなり、故を濫ねて以て新しきを知らしめんとするものなり、且又斯く重大なる國家問題に至りては、縱令今日の如き事あらずといふとも、



(四)

固より史學上の一大要件として、研究講明し置かざる  
へからざるものなればなり、凡此書を読むものは宜し  
く此の如く之を觀よ、

明治二十二年十月

外 交

# 外 交

## 目 次

(五)	目 次	
第一	外交の變遷	落合直文
第二	外國に對する國權の弛張	小中村義象
第三	外國に關する彼我人民の法律	丸山正彦
第四	外國人歸化の制	増田于信
第五	外國人に關する土地の制度及所有權	丸山正彦
第六	外國人居住地の制限	萩野由之
第七	外國人任用の例	増田于信
第八	外交官の職制並に遣外國大使	小中村義象
第九	外國使節接待の禮度	萩野由之
第十	日本人の外國に對せし氣象	落合直文



W 22675

# 外交

## 第一 外交の變遷

落合 直文



日本人は何を以て我歴史に薄情なるをらむ日本人は何を以て我歴史に疎遠なるならむ予は今歴史の機能をのぶるを欲せそ予はまた今歴史の價直を多くを欲せそ只日本人の自國の歴史の何にたるを知らず自國の歴史の如何を顧みず空言虚論遂に以て國家の大體を破らむを恐るゝなり

近てろ外交論きはめて盛なり予政治家にあらずその論の是非もとよ

説くことを欲せずその論の是非を説かそ又何ろこれに與みし彼に與みするを言はむさはさりなから外交の事たる國家的問題多り苟も日本國民としてろの成行につきて憂慮する所なくてやは

(一)



(二)

外

交

世人の議論をきくに希臘羅馬の古代にありてはかくの如し、英佛にありてはしかなり、獨露にありてはさなりと只外國の歴史を引用し、嘗て我國の歴史にはおよはざるか如し。外國は外國なり、我國にあらざるなり、外國の歴史は外國の歴史なり、我國の歴史にはあらざるなり、たゞひるの歴史にいかなる例證のあらむも、またいかなる法令のあらむも、我國の關係せざるところなり、我國の關係すへきかきりにあらざるなり、さるをひたふるに、それによりて、勝敗をトせんとするか如き、實に片腹痛きことにて、そ、

予はこゝに外交の變遷といふ題をかゝけたり、されど三千年間の事實容易につくすへきにあらず、さてははしめに海外諸國の交通起原と名稱とを列記し、終にいたりるの變遷のあらましを論せむ、

さて紀元前にありて、その著しき者は、素戔嗚尊の韓國より渡り玉ひして

と、大己貴命と少名彥命と海外諸國を經營し玉ひしこと、天日槍渡米のこと等なり、我國の外國に交通せしことの古きを知るに足らむ、

さて紀元後にありては、

(第一)海外

紀元五百七十四年崇神十一年天皇に異俗譯を重ねて海外より飯化せしことあり、海外とのみありて何處の國なるか、さらに思かねと、大あたま三韓中の人よもやあらむ、紀元後歴史にみえたる初なればこゝにあぐ

(第二)任那國

紀元六百二十八年崇神十五年天皇に任那より蘇那曷叱知ソナカシチといふ者を遣はして、朝貢せしめたり、

(第三)新羅國

紀元六百三十四年垂仁三年天皇より任那と新羅と兵を搆へたり、時に任那

遷 變 の 交 外

(三)



(四)

の請により我國より鹽垂津彦を遣はして、巴汝ハモムを守らしめたり、

(第四)漢國

紀元七百十七年運仁天皇八十六年に筑紫の人始めて漢マ通しぬ、その後五十四年を経て、朝廷よりも使を遣はされたり、

(第五)常世國

紀元七百二十一年運仁天皇九十年に田道間守を常世國に遣はして香菓を求めしめられたり、常世國は遠國を稱せし名にて、はやくより史上にみゆ、このところは韓國なるよし先輩の論あり、

(第六)百濟國

紀元八百五十九年仲哀天皇八年に百濟人功滿王といふ者皈化して珍寶及ひ蠶種を獻れり、

(第七)魏國

紀元八百九十八年神功皇后三十八年に使を魏國に遣はして生口及ひ斑布を贈る、二年を経て魏主よりも使をおこして金帛を獻れり、

(第八)卓淳國

紀元九百六年神功皇后四十六年に斯摩宿禰を卓淳國に遣はす、

(第九)高麗國

紀元九百三十六年應神天皇七年に高句麗始めて朝貢せり、

(第十)宋國

紀元千九十年允恭天皇十九年に使を宋に遣はして土物を贈る、その後宋使もまた來聘して方物を獻れり、

(第十一)肅慎國

紀元千二百二年欽明天皇五年に肅慎の船、佐渡に漂着す、

(五)

外 交 の 變 遷

(第十二)隋國



(六)

紀元千二百六十七年推古十五年に小野妹子を隋に遣はし國書、信物を贈る、翌年彼よりも報聘使として裴世清等をおこしぬ。

第十三唐國

紀元千二百八十三年推古十一年に遣唐學問僧惠光及び醫惠日福因等飯朝せる旨みねたり、こは唐高祖の武徳六年なれば、唐の起りし、やかに渡航せしものならむ。

第十四吐火羅國

紀元千三百十七年齊明天皇三年に吐火羅人南海に漂着せり。

第十五耽羅國

紀元千三百二十一年齊明天皇七年に耽羅始めて朝貢せり。

第十六渤海國

紀元千三百八十七年聖武天皇神龜四年に渤海の使船、出羽に漂着せり。

外 交

第十七天竺國崑崙地方をいふ

紀元千四百五十九年桓武天皇延暦十八年天竺人參河に漂着せり。

第十八吳越國

紀元千五百九十六年朱雀天皇承平五年の七月に吳越人肥前の柏嶋に漂着せり、その九月に始めて使をおこして羊を獻れり。

第十九宋國

紀元千六百四十二年圓融天皇元五年に宋商、若狹に來る、後二年經て僧齋然宋に入る。

第二十刀伊國

紀元千七百七十九年後仁三條天皇寬仁三年に刀伊の賊、邊に冠す、我軍討て之れを破る。

外 交 の 變 遷

(七)

第廿一南蠻

西班牙、葡萄牙、佛蘭西等の總稱なり



(八)

紀元千七百八十年後一條天皇に南蠻の賊船來りて薩摩に寇を討ちて之れを卻く、

(第廿二)金國

紀元千八百七十七年順德天皇に我商船金國に漂着す、金主糧を給して送還せり、

(第廿三)蒙古國

紀元千九百廿八年龜山天皇に蒙古より書を遣れり、我國答へす、

(第廿四)明國

紀元二千二十六年後龜山天皇に明主使をおこして好を通したり、是より先、長慶天皇邊民の明國に私聘したることもあり、

(第廿五)朝鮮國

紀元二千五十八年後小松天皇に朝鮮使をおこして海寇を禁し、舟路

外 交

を通せんことを請ふ、

(第廿六)葡萄牙國

紀元二千九十年後奈良天皇に葡萄牙の商船始めて豊後に來り、大友氏と貿易す、

(第廿七)印度國

紀元二千二百十年後奈良天皇に僧了西といふ者印度に入り佛教を學ひ、兼ねて製革法を傳ふ、

(第廿八)英國

紀元二千二百二十四年正觀町天皇に英國人始めて來り通商を請ふ

(第廿九)安南國

紀元二千百廿六年正觀町天皇に安南船、三河に漂着す、

(第三十)西班牙國

(九)

外 交 の 變 遷



紀元二千二百四十一年 正親町天皇 に西班牙船來り、崑崙奴を買す、

(第卅一)羅馬國

紀元二千二百四十二年 正親町天皇 に大村有馬、使を羅馬に遣はして  
天主教を傳習せしむ、

(第卅二)呂宋

紀元二千二百五十五年 後陽成天皇 文祿元年 西 西班牙の使者呂宋より來る、傳  
教僧徒之れに従ふ、

(第卅三)蘭國

紀元二千二百五十八年 後陽成天皇 慶長三年 西 蘭船、豊後に漂着す、

(第卅四)東浦寨

紀元二千二百六十三年 後陽成天皇 慶長八年 西 東浦寨使をおこして方物を貢す

(第三十五)媽港

紀元二千二百六十五年 後陽成天皇 慶長十年 西 肥前の船、亞媽港に漂到す、其後

亞媽港人來謝、更に互市を乞ふ、之れを許す、

(第三十六)太泥

紀元二千二百六十六年 後陽成天皇 慶長十一年 西 太泥使をおこして侵畧を禁せ  
んことを請ふ、

(第三十七)新西班牙

紀元二千二百七十年 後陽成天皇 慶長十五年 西 田中某始めて新西班牙に至り、買  
易を、

(第卅八)暹羅

紀元二千二百九十一年 後水尾天皇 元和七年 西 暹羅人來聘、方物を獻す、

(第卅九)瓜哇

紀元二千二百八十七年 後水尾天皇 寛永四年 西 小倉の商船、瓜哇に至り、伽羅を



(第四十)臺灣

紀元二千二百八十八年後水尾天皇に濱田彌兵衛といふ者臺灣に至り和蘭人を懲らす、

(第四十一)清國

紀元二千三百五年後保明天に清僧逸然長崎に來り書法を傳ふ、

(第四十二)合衆國

紀元二千三百十七年後西院天皇に我國民の合衆國に漂流せし者あり、

(第四十三)巴且島

紀元二千三百二十八年靈元天皇に尾張の民巴且嶋に漂到す、

(第四十四)露國

紀元二千三百五十四年東山天皇に大坂の漂民露國に移住して飯らす、

(第四十五)西伯利亞

紀元二千四百十七年桃園天皇に陸奥船漂流して西伯利亞に至る、

(第四十六)獨國

紀元二千四百八十三年仁孝天皇に獨逸人は波兒篤長崎に來り醫方を講述す、

(第四十七)丁抹

紀元二千五百六年仁孝天皇に丁抹の軍艦浦賀に來る、

(第四十八)佛國

紀元二千五百九年孝明天皇に佛艦長崎に來る兵を出してこれに備ふ、但し佛人の我國の事情を書きしもの慶長以前にあり、さてはるの



ころ既に來りしものと思はる、最も南蠻といへるうちには種々の國も含み居れば、これにもりたるものならむ、  
 以上はその國々の名稱のものにみえたる初めなり、その他孝靈天皇の條に秦始皇人をれこし長生不死の藥を求めたる、又支那の厦門、廣東、かつは東察加、擇提嶋、交趾、波斯、靺鞨等との交通もありたれとそわ皆省きつ、  
 そも、事物の發達進歩せる、其のもとを考ふるに、初めは皆幼稚なり、單より複に入り、近きより遠きに及ぶは自然の勢なり、さては我國の外交も三韓に始まり、次に支那、次に印度、次に歐米諸國に及びたる者なり、三韓の如きは外交とはいひながら初めより、我國の版圖内にありしものにて、任那、新羅、百濟、高麗、いづれも我に臣事せしことは著明なり、さては古く彼地に内屯官家、日本府等を置きてを統轄し、鎮守將軍、國守宰

など、ろを鎮撫してありしなり、かくて土地人民の與奪の權は勿論、王位の廢立さへも我命令を受けたる者なり、ろの他調貢といひ、來聘といひ、年々絶ゆることなく、若し少かも怠ることあらむか、我兵忽ち行きて之れを責む、我兵いたれば四疆皆懾服、以て罪に服せり、當時我國力國權の強大なる實に想像の外と謂つへきなり、こは我外交政畧のその當を得たりし故なりしはもとよりなれとも、神功皇后の三韓征討、最も勢力ありし者ならむ、  
 雄略天皇の七年にいたり、任那國司吉備田狹、その地に據りて謀反を計り、新羅と通じて猖獗をきはめぬ、時に大將軍を遣はし、先づ新羅を征討せられしか、將帥中、議の合はさるありて、軍政統一ならせ、一時はともかくも遂に充分の功を奏する能はさりき、その後、紀大磐宿禰といふ者、彼國にて自ら神聖と稱し、任那を據りて高麗に交通し、并せて三韓に王た



らひと企てたり、又哆唎國守穗積押山といふ者、百濟國の賄賂を受けて任那の屬地なる土地を百濟に割與せんことを朝廷に請ひたりしに、許されしか、伴跋の國人伏せず、大に怒りて韓地を亂しぬ、新羅其の虛に乗して、任那の領地を奪ひたり、又新羅、筑紫國造磐井の謀反の志あるを知り賄賂を贈りて内亂を起さしむ、この際新羅大に勢力を得、欽明天皇の二十三年遂に任那を滅したり、是に於て日本府廢絶、將軍、宰、退飯せり、實に慨嘆のかきりと云ふへし、

後、筑紫に太宰府を置かる、即ち任那日本府の轉遷せしものなり、外國の調貢貿易等、すへてこの府にて取扱はれたり、さて任那は滅されたれども、新羅、百濟、高麗の年々の調貢はやむ時なし、學者、醫師、僧尼、工人等召れども、獻りもし、こなたよりも常に交通したり、されど何事もいにしへに似も、ともすれば三韓互に戦ひ、戦へは鎮撫せざるをえぞ、征役しばく

にて國力疲弊、反て政治の煩となりしこともおほかり、さて三韓と交通して得たる者は文學、宗教、工藝等なり、其うちには日本の開化の要素となりしものも多く、又風俗を腐敗せしめし者もあり、推古天皇以後は更に歩を進めて隋唐と交通しぬ、小野妹子の隋に遣はされしより遣唐使、留學生、學問僧など世々絶えず、ゆきかよひたり、さては文學にまれ、法律にまれ、工藝にまれ、宗教も風俗に悉く彼に模倣するところとなれり、大化改新の政治の如き、最もその著明なる者なり、その弊や文弱に流れ、奢侈を好み、奈良朝に至りて極れり、

されど外交に意を用ゐられたるは、争ふへからざる事實にして、往復の書辭、遣唐使の剛毅、玄蕃寮の制度、倭化人の所置、邊海の防禦、いづれもそのよろしきを得たるのみならず、少かも國權を毀損せしことなかりしなり、



あまたの年をたどり、あまたの月をかさね、足利幕府の世となり、阿諛面  
 従義満の如きあり、おのれ一身の安佚を貪り、國体を辱かしめ、國權を傷  
 け、恬然顧みず、實に未曾有の罪人なり、されど、さきに北條時宗の武斷あ  
 り、後に豊臣秀吉の韜畧あり、我國の武力、我國の權力、猶幸に地に落ちざ  
 りしなり。

是よりさき、王室衰へ、武門の世となりしよりは、群雄互に割據し、外交も  
 條約も一定の規律あることなく、貿易に交通におもひく／＼に決行した  
 るやうなり、足利の末世に至り、いよくみたれにみたれ、侵畧渡航更に  
 さためなく、彼よりも時々入寇を企て、邊海常に穩まらず、

徳川幕府の世となりては、その外交も舊時の外交の狹隘なるか如くな  
 らず、歐洲諸國よりの貿易盛んにしたかひて、西教も浸入せしかは、るを  
 驅除せんとして、大に騒動をなしたり、

徳川氏の外交政畧は進取にあらすして保守なり、米艦の浦賀に來りし  
 や、天下騒擾、議論二派に分れたり、一は開港、一は鎖港なり、開港は幕府の  
 論にして、已むを得ざるに出でしものなり、彼を懼るゝに原因せしもの  
 なり、鎖港は王室の論にして、幕府の失政を怒りし者なり、外夷を攘はん  
 とせしものなり、今日より見る時は種々の議論もあらされども、當時に  
 ありては開港黨は曲にて、鎖港黨は直なりしなり、開港黨は奸物よして、  
 鎖港黨は忠實なりしなり、幕府覆へりて、王室古に復し、開港黨斃れて、開  
 港論遂に行はる、

世人井伊掃部を以て先見の明ありとなす者あり、予は信せざるなり、世  
 人鎖港黨を以て幕府を覆さむかため、その名をかりたるなりといふ  
 者あり、予はまた信せざるなり、王室と幕府とは國体上の事なり、開港と  
 鎖港とは外交上の問題なり、幕府轉覆、王室復古は、國体上さなくはある



へからざるなり、開港鎖港は、國体を辱かしめざるなり、國權を傷けざる  
 かきりは、臨機應變のいつれを取るもなにも妨かあらむ、かの開港論  
 者の彼を恐れ、彼を尊敬し、以て開國をなさむかの結果いか、あらむ  
 かの鎖港論者の攘夷の氣象と、國家に對する元氣とを以て、開港をなし  
 たれば、このかゝる明治の昭代に際會するを得たるなれ、之れを畧言そ  
 れは、開港の名稱は一なれとも、前者は國体を辱かしめ、國權を傷くる者  
 なり、後者は國体を堅からしめ、國權を重する者なり、歴史を讀む者かへ  
 りみずして可ならむや、

予輩我國三千年間の外交歴史を緝き、その變遷のありさまを察するに  
 時に或は失政のこと失策のともみねたり、されど列聖の恩澤と吾々祖  
 先の忠勤とにより、敢て國体を辱かしめず、國權を傷けずして、今日にい  
 たれり、さては今日、さては今日以後、苟も外交問題の起るあらむには、遠

く歴史に遡り、熟慮熟考、以て安全の策を取らむことを望むなり、今日の  
 廟堂諸公は、いづれも鎖國攘夷の氣象と元氣とを以て、開港の實を擧げ  
 られたる人々なれ、その人々のおはせむかきりは、國家も國土も安全な  
 り、いでや予輩は枕を高くして眠に就かむ



第二 外國に對する國權の弛張 小中村義象

外人の干涉を甘受し、外人の跋扈を忍び、快々として今日を送れる、無氣力無精神の國民あり、埃及および印度等に於てわれ之を觀る内政嚴肅、まいて一步も外人の干與を許さず揚々として歲月を送れる、獨立不羈の國民あり、英獨佛等の諸國に於てわれ之を觀る、

同じく地球の局面を分有しなから、一は國權の萎靡せると病犬の尾の如く、一はろの盛なること、蛟龍の雲雨を得て鱗甲悉く張れるか、こときは、そもく如何なる理由そや、國家主權の慎重をへきを知り、國民みづから勉勵して、輒く人に屈從せざる、活潑有爲の精神の致せる所といふへきなり、

謹て、我國上古以來外交に關する國權の弛張を考ふるに、紀元六七百年の頃より、支那朝鮮等と交際し、其文物制度を採用せられしとも少から



されども、之より依りて内政の干渉を許し國民の權利を損滅せられし等の事は、毫もあらざりしなり、朝鮮は八百年代、神功皇后の征討以來、臣禮を取りて朝貢せしものなれば、素より對等の權利ありしにはあらず、されは百濟王か佛像經論を獻し、論語千字文を貢せしも、王みつから珍重のものと思へる赤心より起りしものにして、是によりて我が風俗を紊し、我が國体を傷けむと構へしにはあらず、後世たま／＼弊害を生したるとあるは、是れ之に醉へるなり、獻者の罪にあらず、蓋近代世界強國か、各我が慾を充さむとて、其奉ずる所の宗教を以て、他國の人心を誘導し、我が言語風俗等を他國に普及し、冥々の裏に人心を攪亂して、遂に我有に皈せしめむと企つるか如き類にはあらずしなり、かゝれば朝鮮と我との關係は、恰も小藩の大藩に於るか如く、屬國の本國に對するか如き跡のみなるは、聊史學に通したるもの、能く知れることなれば、今此に贅せず、

古來我と對等の權利を有し、我と對等の交際を爲し、互に大使を派遣して、彼我の情を通せしは支那なり、これもろの初は九州邊土の人民の私交に過ぎざりしか、紀元一千二百六十七年推古天皇十五年丁卯隋煬帝大業三年七月、大禮小野臣妹子を以て大使とし、鞍作福利を通事とし、國書信物を齎らし、往て隋に使せしむ、これまさしく國命を帯ひて外國に使臣を發遣せしめしことの國史に見えたる始なり、其書日出處の天子書を日没處の天子に致そといふ隋主之を覽て悦はず、明年四月、隋の報聘使鴻臚寺掌客文林郎裴世清等以下十二人、妹子に従ひて來る、乃新館を難波高麗館の側に築き、難波吉士雄成を筑紫に遣りて、之を迎ふ、六月、使船難波津に着す、飾船卅艘を發し、延て新館に入る、宮地鳥麻呂、大河糖手、船王平を以て掌客とす、八月、額田部比羅夫七十騎を率ひ、迎へて京師に至る



世清等闕し詣り、國書並に方物を進む、大伴嚙受て之れを奏す其の書に云く、

皇帝問倭皇、使人長吏大禮蘇因高等至具懷、朕欽承寶命臨御區宇、思弘德化、覃被含靈、愛育之情、無隔遐邇、知皇介居海表、撫寧民庶、境內安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢、丹欸之美、朕有嘉焉、稍暄此如常也、故遣鴻臚寺掌客裴世清等、稍宣往意、并送物如別、

天皇書辭の如何を下問したまふ、皇太子厩戸諸侯に賜ふ式なりとして大に之を患る、然れども、皇といひ帝といふ其義一なればとて、事なくて止みぬ、この日使臣を朝堂に饗せ、歸るに及びて答書を與ふ、皇太子みづから之を草せらる、其辭に云く、

東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊何如、想清念、此卽如常、今遣大禮蘇因高、大禮乎那利等往謹白不具、

隋帝の書辭不遜なりしといへども、我また彼に對して東天皇といひ、日出處天子といふ、敢て國權を毀傷せしにあらざるなり、當時専ら彼の制度文物を羨望し、事に之に倣ふの風あり、然れども往復の書辭は、對等の語を用ゐて假すなし、阿諛面從せざりしこと知るべきなり、

按するに、經籍後傳記に云く、小治田朝十二年歲次甲子、是時國家書籍未多、爰遣小野臣因高於隋國、買求書籍、兼聘隋天子、其書曰、日出處天皇致書、日沒處天子、隋煬帝覽之不悅、猶怪其意氣高遠、遣裴世清等十三人送因高來觀國風、其書曰、皇帝問倭王、聖德太子、甚惡其黷天子之號、爲倭王而不賞其使、云々とあり、本居宣長氏云く、當時未たわが天皇の限なく尊くまします事をしらするころなれば、倭王とあるを本書にはあるべき、かゝるほど知らぬ無禮の表文なれば、受けたまふべきいはれもなければ、彼國に望みたまふとのあなかちなりしか故に、御怒りを



押へ忍はしけるるへし、但し書紀に、かしの使六月十五日、難波にきて、八月三日に京に入るとあれば、凡ろ五十日はかり、徒らに難波に留められしなり、こは大に廟議ありしことなるへし、然るを隋書に、我夷人僻在海隅、不聞禮義、是以稽留境内、不即相見と記せるは、難波に留められしとを、裴世清か國に販りて、偽りいひしつくりとなり、云々

取或  
言

紀元一千三百十四年孝徳天皇白雉五年、遣唐押使大錦上高向玄理、大使小錦下河邊麻呂等唐に至り、高宗に長安に謁す、高宗東宮監門郭文舉をして、皇朝輿地及ひ國初の神名等を問はしむ、玄理等之に應ると甚詳なり、しといへり、同十九年齊明天皇五年、小錦下坂合部石布、大山下津守吉祥を唐に遣はす、高宗先つ天皇の起居及ひ國家の安否を問ひ、蝦夷の地理風俗を聞く、吉祥敷陳すると尤詳なり、高宗大に悦ぶ、唐人等皆使者の

容儀に閑へるを見て大に賞賛せりとそ、同六十一年文武天皇大寶元年、民部尙書直大貳粟田朝臣真人を遣唐執節使とす、真人長安に至り、則天武氏に謁して、信物を進む、進徳冠を戴き、紫袍を穿ち、帛帶を着け、儀容閑雅進止度あり、唐人云く、我聞く海東より大倭國あり、之を君子國といふ、人民豊樂にして禮義敦行なりと、今使人の容儀を看るに大に淨し、豈信ならずやと、同四百十一年孝謙天皇天平勝寶三年、遣唐使藤原清河長安に至る、玄宗之を引見して、曰嘗て聞く、日本に賢君ありと、今使者を觀るに、趨揖おのつから異なり、禮義國の稱虚しからすと、因て工に命して其容貌を圖し、之を府中に納む

以上參取  
紀及唐書

是等を考へ合せて、當時我國人の彼土に在りて清廉剛毅なりしとを想ふへし、彼れの風を移し、俗を用ゐしとありといへども、國權の重きへきを、知り、みづから輕侮して、恐るく、物言ふ等のと、なかりしを察るへきを



なり、(昨年)の頃道路の風説に、澳國碩學スタイン氏の話なりとて傳ふるものあり、曰日本より來れる紳士等に、國初以來の歴史制度等を問ふに多くの知らずといひ、或は歴史のなしといふ、果して日本に歴史なきか云々と、これありそめの事のやうなれど、大に國体上關係あるとなり。是時に當りて、制度稍整ひ、初めて玄蕃寮を置きて、蕃客の辭見、饗饗、送迎及び在京の夷狄館舎を監當することを掌らしめ、以て治部省に隸せしむ。其蕃國の使者に宣する書辭も、大事に必冒頭に明神御宇日本天皇詔旨といふ辭を冠し、次事には明神御宇天皇詔旨といふ辭を冠するごとに定められたり、令義解

凡諸蕃の使人入京する時は、領客使ありて之を監當す、王子來朝するときは、國司を遣はし、餘は郡司をして出迎へしむ、初め客舶難波津に至るとき、國使船上に立て、勅語を宣言すれば、客等朝服して之を聞く、訖て神

酒を飲ましむれば、客等再拜謝言する法なり、又朝儀宴會に與り、或は位を叙する等の事あるときは、其本國の服を脱かしめて、我國の衣袍を着せしむるとなり、其制度の嚴なりしことを惣てかくのことし、儀式、延喜式之を要するに、當時我國と支那との交渉は、打見は彼に師事せしやうなれど、毫も屈從するとなき、互に其國權を慎重せしことは、萬國交際の際の原理に適へるものともいふべきなり、

かゝれば、其版化移住人の如きも、或は其功を賞して姓を賜はり、土地を與へられしことはあれとも、直に高位高官に叙任して、内政に干涉せしむるかときとはあらず、僅に教官或は技術官として、一部の事業を依賜せしに過ぎず、但し雄略天皇の時、秦公酒を以て大藏の長官とし、聖武天皇の時、百濟王敬福を以て陸奥守とし、續て刑部卿とさされし等のごとはあれども、酒公は高祖父弓月王の時版化し、敬福は曾祖父禰廣の時



版化せしものなれば、少くも三代以上内地に住せし人なり、夫すら珍らしき例なるを、况て直に版化せし人を高位高官に叙せし等の事は決してなきと、ころなり遣唐使止めて程なく唐は宋となり鳥羽院元永中使を遣はして上表す、書辭無禮なりしを以て卻けて受けず、宋滅ひて元となり世祖至元年中我紀元一千九百年代に當る黒的般弘といふもの二人を使として書を上る、辭は

大蒙古國皇帝奉書日本國王云々、日本開國以來亦時通中國、至於朕躬而無一乘之使以通和好云々、冀自今以往通問結好以相親睦、且聖人以四海爲家、不相通好豈一家之理哉、以至用兵夫孰所好、王其圖之、といへり

書辭無禮なりしを以て、太宰府に留めて受納せず、使者再三來り、直に京に入らんといふ、府吏強ひて上るとを許さず、即表文の寫を鎌倉幕府に

送る時に北條時宗執權たり幕府即朝廷に奉る書辭倨傲にして禮を失へるを以て、答書をなさず重ねて來らば誅戮すべし、此旨たしかに汝か王に語れといひて放逐せられたり、元主之を聞て大に怒り、軍艦數百艘を發して、我が邊海を襲ふ、筑紫に至り大に敗れて退散す、

後宇多天皇建治元年、元また杜世忠といふものを使として書を上る、例の無禮なるを以て答書せず、使者を太宰府に留む、翌年鎌倉に護送り、龍口に於て之を斬る、元主之を聞てまそく、怒り、范文虎等をして兵十萬を率て、我國を襲はしむ、たましく暴風艦を破り生きて歸るもの僅に三人あり、弘安の役といふはこれなり、成宗の時又僧一山を使として書を上る、答書せず、直に一山を捕へて伊豆國に流す、元滅ひて明の世となり、大祖洪武二年、使を遣はして我民の彼の境邊を侵すとあるを詰問し、所謂倭寇といふもの也、宜朝則來廷、不則修兵自固、倘必爲寇盜、即命將往征



耳王其圖之、また如必爲寇、朕當命舟師揚航捕絶島徒、直抵王都、生縛而歸  
 といへり、時に後醍醐天皇々子式部卿懷良親王、太宰府にあり、菊地肥後  
 守武光、及び千葉大村の徒之を征西將軍と仰き奉れり、明の書辭不遜な  
 るを以て之を卻く、後明主屢々交を求めて野心なき事を分疏す、親王乃  
 之を延見し、其請ふところを聽き、私に隣交を約す、使者歸るに臨て僧祖  
 來をして明に聘し、土物若干を贈らる、明主大に喜ぶ、此後明主親王は一  
 統の君にあらざるを知り、且我國浮屠を崇信するを察し、僧祖闢克勤を  
 以て聘使に充て、兼て祖來の皈るを送らしむ、祖闢等博多に泊し書を天  
 台座主尊道に致して曰、我主嘗て使を貴國に遣はし、と數回なりき、然  
 るに皆關西親王に阻てられて通するを得ず、故に今復臣をして來らし  
 む、願くは此旨を奏せむとを、座主乃將軍足利義滿に告ぐ、義滿大に驚  
 き、細川頼之を召し、懷良親王を除かんとを議して、明使入京の道を開き、

使者始めて京に入る、紀元二千年代天授二年、義滿使を明に遣り方物を  
 進む、明主書辭意に満たざるを以て受けず、明年再ひ使を遣はず復之を  
 卻く、後小松天皇應永八年明惠帝建文三年八月、義滿商人肥富を正使に、僧祖阿  
 を副使とし、書を明主に呈して好みを結ひ土物を贈る、  
 明年明また使を遣はず、其書に云く、

奉天承運皇帝詔曰、覆載之間、土地之廣不可以數計、古聖人疆而理之、於  
 出貢賦力役、知禮義達於君臣父子大倫者、號曰中國、而中國之外有能慕  
 義而來王者、未嘗不予而進之、非有他也、所以牽天下同皈于善道也、朕自  
 嗣大位、四夷君長朝獻者以十百計、苟非戾於大義、皆思以禮撫柔之、茲爾  
 日本國王源道義、心存王室懷愛君之誠、踰越波濤遣使來朝、皈逋流人、貢  
 寶刀駿馬甲冑紙硯、副以良金、朕甚嘉焉、日本素稱詩書國、常在朕心、第軍  
 國事殷、未暇存問、今王能慕禮義、且欲爲國敵愾、非篤於君臣之道、疇克臻



茲今遣使者道彝一如班示大統曆俾奉正朔賜錦綺二十匹至可領也嗚呼天無常心惟敬是懷君無常好惟忠是緩朕都江東於海外國惟王爲最近王其悉朕心盡乃心思恭思順以篤大倫母容逋逃毋縱姦究俾天下以日本爲忠義之邦則可名于永世矣王其敬之以貽子孫之福故茲詔諭宜體眷懷

建文四年二月初六日

義滿はこの倨傲無禮なるを甘受せしのみか同九年送れる書は、

日本國王臣源、

表臣聞太陽升天無幽不燭時雨霑地無物不滋矧大聖人明並曜英恩均天澤萬方嚮化四海皈仁欽惟大明皇帝陛下紹堯聖神邁湯智勇戡定弊亂甚於建瓴整頓乾坤易於返掌啓中興之洪業當太平之昌期雖垂旒深居北闕之尊而皇威遠暢東濱之外是以謹使僧主密梵雲明空通事徐本

元、仰觀清光、伏獻方物、生馬貳拾匹、硫磺壹万斤、馬腦大小參拾貳塊、計貳百斤、金屏風三副、槍壹千柄、太刀壹佰把、鎧壹領、匣硯一面、并匣扇壹佰把、爲此謹具表聞臣源、

又鎮西の山を封して、壽安鎮國之山といひ、義滿薨後恭獻王といふ謚號を贈る、後には表末に、宣徳、正統、景泰等彼國の年號を書すに至れり、内外本末の辨を知らざる極といふへし、

正親町天皇天正元年足利氏滅ひ、織田氏之に代る、然れとも未だ外事に及はずして止みぬ、豊臣秀吉の餘烈を承け、海内を平定し、同十六年神

宗萬曆十六年使者を朝鮮に遣はし來朝を促かす、王從はず、文祿元年遂に兵を

舉げて之を征し、國都を陷る、明來て之を援ふ、我軍之と戦ひ大に勝つ、明主沈惟敬等をして國書信物を齎らし來て太閤に上り和を乞ふ、秀吉數十條を約して之を納る、秀吉書辭無禮にして初めの約に違へるを見大



に怒りて之を卻け復兵を擧げて明を討んとす、たま／＼陣中に薨して遂に軍をかへす、爾來かのつから交通を絶つに至れり、以上參取國寶記、明史、國書、五代帝王物語、取、紀元二千百年以後、歐羅巴の諸國漸來航し、葡萄牙國の商船享祿三年豊後に舶し、大友氏と貿易せしを以て歐人の此土に來る始めとす、時に紀元二千百九十年西曆一千五百三十年なり、交通貿易を名とえ、専ら天主教を擴張するを旨とせり、然れともこれ素より私交に過ぎざりしなり、次て徳川氏の末造、内治未だ整はざりし時に當りて、幕府假りに五國條約を結ひ遂に今日各國交際の端緒を啓きたり、この不完全なる條約は、立かへる明治の大御世の腫物となりて、人をして常にこの苦痛を念れざらしむるに至れり、

以上叙述せし所にて、讀者は既に上古以來外國に對する我國權の弛張ありしを知りしならむ、又足利の賊臣なかりせば歴史はかゝるいまく

しき跡を止めざりし事をも悟れるならむ、されど、この庸愚の弱者か國權を念れたる利己心より起れる事にして、萬世無究に國家の主權を有したまふ天皇の預りたまはざりしとなれば、三千年を通覽して論ざるときは、國權を損滅せし例には引かたかるべし、強ひて其例に引出んにも、弱者の政は遠く滅ひて、條約は無効に歸しぬ、敢て今日の累をなほにあらざるなり、今や列國交際して互に富國の策を講せり、この時に當りて、國威の顯揚を期し、國權の伸暢を計らんには、宜しく古來の歴史に鑑み、兼て各國の制度に參し、國權の忽にすへからざるを知り、我々勉勵して怠るとなかるべきなり、病犬の尾の如く、身屈みつから安すると勿れ、東海の表に蜿蜒たる蛟龍、鱗甲常に張らば、雲雨を得て超然飛揚するの期、豈なからむや、



### 第三 外國に關する彼我人民の法律

丸山 正彦

外交の頻繁なるや、必ぞ内國人と外國人との關係を規定する法律制度なかる可からず、而して人種を異にし風俗を殊にし政治宗教を同じくせざる外國人、利害を共にせざる他邦人に對する法律の如何、また外國に對し吾が人民を檢束する制度の如何等、内外の法度を講究して良制を案出するも必用なれば、古今の法度を審査して善令を設くるもまた必用なるべし、爰に本邦古今彼我人民に對する法律の沿革を畧叙し國家今日の參考に供ふ、然れども一言の法文あるは尠く、戰時其他時にのぞみて處斷をたる事實多ければ、刑事なり、民事なり、分明に徵證する暇なし請ふ諒せよ、

古史を案するに、神功皇后の三韓を征するや、親ら斧鉞をとり三軍に號



令したることばに、奸暴聽すなかれ、自ら服まうらひたるは殺そなかれとあり、是れ戰時の令なれども外國人に對する法令の始とや謂ふべき、其後應神天皇の五年春三月新羅王、汗禮斯伐、毛麻利叱智、富羅母智等をして朝貢し、且先に質たりし微叱許智、伐早を奪ひかへさむとて、いろく朝廷を給き請ひしかば、神功皇后聽したまひ、葛城襲津彦を副へて遣されし、對馬の鉏サヒの海水門ウミカドに泊りしとき、毛麻利叱智等竊に船及水手カを分ち、微叱早岐をのせてのかれしめ、藪靈ヤブヒトカガを造り、微叱智の床におき、遂に病死すとつけしを襲津彦欺れしを知り、新羅使者三人を捉へ、檻カケ中に納めて、火を以て焚き殺せしとあり、日本書紀東國通鑑にも其事見たり、其使堤上といふものにて事實や、異なれども、燒殺されしとは一なり、是等はさだまりし法律ありしにあらず、時にのろみてはからひし者ならむ、爾後戰爭のとき虜にしたるもの、或は海賊の入寇したるを捕へ、或は

販化人の遁逃したるを獄につなぎたる等、臨時處分したるを散見せられども、事の重要ならざるもの、若くは明文なきものは多くは省畧す、其後大寶の律令をさためられしとき、外國人の吾邦に寄寓即販化ならずして居住するものに對する法律の如何を尋ぬるに、名例律に之を化外人と稱し、同類即高麗人互に相犯したるときは、其國の制法に問ひ、吾國に於て斷決し、異類相犯せる例せば、新羅人と百濟の人との間に起れる訴訟は、吾國の法により處斷す、其の高麗人なり、大唐の人なり、百濟人なり、吾が國法を犯し、若く日本人と相犯せるときは、固より吾が國法を以て處斷し、其の國の使人かへる時、本國に牒報するのみ、官職ある輩といへども、猶吾國に於て除免官當し、位記を追毀したり、これも唐律に準據せしものなれども、實際に行はれしは、固より論なし、當時吾邦の勢力ありしは、これより先、繼體天皇の朝に百濟と伴跋と巴汝の地を争ひ



し訟をさため、詔して百濟に賜ひたりしとなと思合すれば、此の外國人に對する法律の嚴正なるも、決して文具にあらざりしを知るへし、其詳しきは左の本文を味ひ見よ、

名例律云、化外人、同類自相犯者、各依本俗法、異類相犯者、以法律論、說者云、假如百濟同類犯也、又云、依其俗法斷之者、依本土制、而死以下並斷行耳、但使還日、具狀通告耳、又云、笞杖爲決、徒爲役、流留住而爲決杖、釋云、即知與化內人相犯、并犯此土制法者、皆依法律斷耳、說者又云、徒役未畢、欲發者、加杖發遣也、

案之、假令百濟客、同類相犯之類也、問彼土制法於此斷決、但笞杖者可決、徒者可役、流者留住、亦可決杖、即使還日、可牒報本國、官職之輩、可除免官、當者亦爲追毀位記也、又高麗與百濟相犯之類、是異類相犯之類也、以法律可論也、法曹至要抄施行法亦以同前、

其後柏原天皇の永正七年、對馬の民、朝鮮齊浦居留の日本人と謀り、夜に乗して釜山浦を掠め、人民を殺し、官吏を害し、財貨を奪ひたり、當時吾人民の朝鮮に居留するは三浦にかきれり、三浦とは熊川の乃而浦、東萊の富山浦、蔚山の鹽浦をいふ、こゝに居留する倭人、黨を結ひ、奸商を約し、或は林谷にかくれ、或は海中に潛み、浦島に横行し、人民を掠め、其兇暴至らざる所なかりき、就て朝鮮政府より對馬島主に對し、罪犯の處分を求めたり、しかるに嶋主抗論屈せず、往復數回に至るも、議決せず、兩國の交際殆ど絶えむとざるに至りしを以て、足利義恒、大内義興に命じ、僧彌中を使として仲裁せしめ、朝鮮政府の請により、嶋主、宗氏、兇徒の首を函にし、之を送る和議の局を結へり、左に引くは慕齋集にのせたる朝鮮より對馬嶋主、宗氏へ答へたる中の一なり、其文辭の驕傲無禮甚しといへども、もとこれ一の對馬嶋主に答へしものなれば、深く咎むるに足さるのみ



ならそ、當時雙方の辨論互に譲らざりしを知るへし、また兇徒を誅したるはかの請にせよ、吾邦人の外國に至り、兇暴を働きしを以て、吾か法律を以て罰するは吾法權、吾か威力の朝鮮にかよひたるを証するものなり、今日の治外法權も吾か人民は我か法律を以て處斷し、彼の人民は彼の法律を以て處分せしめたるより起りしものにて其來ると久し。

與對馬島主書

炎涼之交、不審動履何如、前者第一船主回還、賫去書已達矣。齊浦留倭、橫恣之狀、與夫處置之意、備載書中、皆稟自上命、想足下悚然敬承、商出措處之令矣。治惡於未稔、遏亂於未作、使彼此兩和而無釁、疆圉平安而無虞、固王政之太慮、其先事而爲之圖、以處置此輩、特朝廷一號令之餘、邊將一震威之間耳、所以必付足下治之者、蓋欲使檢戢之威全出於足下、俾管下

之衆、畏懾足下之嚴令、而不敢復有所犯也、國家所以恩護足下、令不虧忠順之績之意至矣、但不審足下得書之後、果何以處之乎、而留館兇頑不逞之徒、非不聞知通書、貴島之故而猶不悔戢、反益肆橫、邇間兩度之犯、俱係兇殺寇亂、疊發於旬月之中、尤爲駭愕、耳不忍聞、一則數十成群、乘夜踰牆、限刺殺官兵三人、一則潛乘昏暗、成群騎使中船、掩襲邊官、因事往來之船、於齊浦相近之處、害死人命、數至三十、殺人者死、寇亂必誅、古今天下、大法、法之所犯、無間國之彼此、化之內外、理不容貸、苟或容奸、不致於辟、則死者含冤於冥冥之中、天地鬼神必加殃禍於弛法之人矣、邊將具由馳啓、請加殲殲、國家以謂此非盡舉館之倭、所爲蓋出於其中最曠惡之徒、今若不辨、並而誅、則非王者至仁之政、特遣近臣、馳往浦所、欲究正犯之徒、而



抵罪、留館、船主十餘人等、非不知犯人、之爲誰、而竟隱諱、不告、其容、奸黨、惡之、罪亦所當治、邊臣、猛將、益用憤激、請戮、不己、主上復以爲犯人則已矣、不告之罪、雖曰黨惡、自與犯人、有間、豈宜濫刑、縱誅、以致玉石俱焚、之濫乎、乃命廷臣、議之、皆謂、不論罪之輕重、一切誅討、固非仁政、然殺人寇亂之臣、不可不究極、而致辟、在館之倭、既不摘告、無從鞫辦、彼既黨惡、不首罪、亦重矣、兩犯之時、凡在館者、不給留浦、過海之根、不復接待、盡令人送本土、通諭、嶋主、嶋主苟能嚴鞫、作變之時、同館之倭、捕獲兩度、正犯之徒、倭使押送、顯戮於境上、以正天誅、則宜加奉命討罪之忠績、優示獎典、撫綏如舊矣、嶋主自先代世、輸忠、欵管下之人、苟有寇犯之罪、則常承我國之命、盡心誅禁、曩者雖有庚午之變、厥後感國家棄罪、還待如天之恩、悔驚自新、效順益虔、

在今、嶋主、納忠、彌篤、今聞、茲變、且承國家、嚴諭、豈不惕然、與懼、警誠、推鞠、期中、得罪人、以獻乎、即今來京、倭使、不干浦取之犯、請命、禮曹、爲書、付送、令諭、嶋主、試觀、下處、置之、如何、果能、捕告、犯人、則依、向議、施行、如或、依違、不即、捕告、則非、徒貴、嶋之、船、雖深、處、信使之、舡、請一切、永不、接待、非我、絕之、彼自、絕之、也、尙誰、咎乎、廷議、如是、主上、不得、不從、然不、許、邊將、誅討之、請、苦、命、開諭、足下、審而、處之、其委、曲、加恩、涵、洪、施、仁、至矣、貴嶋、之中、豈無、通利害、度、義理、老成、智計、之人乎、足下、其共、商議、而行、毋貽、後悔、以不、失、寵綏、之福、餘冀、以時、千萬、自重、

後水尾天皇慶長十七年九月、西印度臥亞の船來りて互市を請ふ、幕府之をゆるし、商人等我國禁を犯すときは必ず嚴刑に處すべきとをさせり、其翌十八年英吉利甲比丹、シヨンサイリス、平戸に來り、我が舊主家松



浦隆信公の紹介より、徳川家康公に駿河に謁し、また江戸に到り遂に日英の條約を結ひぬ、其七ヶ條目に

船中商客於有罪科者、任其國法、可隨船主心事外蕃通書

これ船中の商家といへば、渡來の外國人もさす者なり、外交志稿には居留人の犯罪をも一切其船長の處置に任すと譯したり、船中の犯罪は固より船長に任ずるは論なきも、居留外國人の犯罪をすべてかれに任ずるは後來治外法權の屈辱を受くるに至りし端緒と謂つべし、これ十數字の文字なりといへとも、遂に千古の耻辱を蒙り、獨立國の歴史に汚點を付しのみならず、將來に對し吾輩日本人の權利を滅殺し去らむとするに至る實に歎すべく、慨すべく、また慎むべき戒むべきなり、然るに爰に注意をへきは、當時の徳川政府は外國を恐れて、苟且の條約を結ぶ如き柔弱政府よあらざりしなり、當時の前將軍家康公は外國人に欺か

れ、國家に不利なる法律を定むる暗愚の將軍にあらざりしなり、從來外國に對する法律は則われは我が法律を以て外國に居留する人民をも處分するが故にかの人民が本邦規定の居留地に住居するも、各其國法により其長官に任せたり、是れ内外交渉の裁判に煩雜を來すを恐れしなり、成るべく内外の紛議を生せさらしめむかため、政畧なりしなり、故に此の條約は本英使の手にて草し、犯罪人は日本の成敗を受く、とありしを家康公はわさく、改めたりといへり、以て當時に在りては適當の條約なりしならむ、惟憾むらくはこれより先、慶長十年吾が邊海の民名を貿易にかりて、南洋諸嶋を抄掠する等兇暴甚しきを以て、外國政府より頻りに禁絶をこひしにより、各其國法により處分するとを許せり、外蕃通書 是等の特例を與へしのみならず、耶蘇教を禁せむがため鎖國の政畧をとりしより、吾が人民の外國に往復するをゆるさず、まして外



國に居留するをや隨て吾が法律を以て外國に在る日本人を保護する  
 必用なく、只吾國に居留する化外の人は、其國法により其長官に任する  
 恩惠の制令のみ存したるなり、かつ此の十八年の條約はいまた鎖國の  
 政畧定らざりし以前の法律なり、故に今日より觀るときは不正不利な  
 るか如きも當時の時態を察すればまた一理なきに非ず、直に是を以て  
 家康公の失政とするを得ざるなり、

尋て耶蘇教を禁制し、後水尾天皇寛永十一年五月徳川氏は長崎奉行柳  
 原飛驒守神尾外記に命して、三ヶ條の禁制をたてたり、

- 一 西洋耶蘇教會の人を日本にのせ渡る事
- 一 日本國の兵器を外國に齎渡る事
- 一 奉書船定額外日本人の外國に渡る事
- 附たり投化の異國人これに準そ

右定むる所の三章須く禁法を守るべく若し犯すことあらば重罪に  
 處すべし憲教類典

これによれば、この禁制を背きしものは、内外人をとはず嚴重に處分し  
 たるは知るべきなり、

中御門天皇の正徳元年朝鮮に居留せる日本人、犯奸の事に就て約條を  
 結へり、其文に曰く、

- 一 馬州の人出て草梁館外に往き、女人を強奸する者は律文により論  
 するに一罪を以てする事、
- 一 女人を誘引し和奸するもの、強奸未遂の者、永遠流竄の事、
- 一 女人潛に館中に入り執送をなさず、因て奸通をなす者、亦次律を用  
 うる事

また貿易の地を富山の草梁館に限り且兵器人參の賣買を禁したるを



以て密商するもの多し、彼我の人民ともに死罪に處したり、筑前博多の商伊丹左衛門、對馬の人大浦伊右衛門、彼國にても韓國安等を、死刑に處したる類これなり、

又吾邦にても長崎の一港を定めて貿易場としたるより、拔荷密賣行はれ、法律の嚴酷なるに隨ひ、いよく甚しかりき、中御門天皇の享保三年八月、長崎京都兩奉行をあつめ、從來の死刑をとめ、左の三條を定めたり、

一 本人は耳鼻をろぎ家財の内幾分を取上追放す

一 拔荷取手傳するものは家財の内幾分を取上追放す

一 其罪輕きは本人の耳鼻をろくにとまり手傳の人は捨て論せそ

(外蕃通書)

其法は如此嚴重なりしかど、禁を犯して密賣する者は年を追ひ多かり

き、就て清商の拔荷船來るときは見とめ、次第火を放て燒沈め、あるは關を天草に設け、あるは平戸におき檢覈したるも、其のかひあらざりしとそ、

光格天皇の文化六年十二月、清の商船長崎港に入り檢覈の事より、地役人と争ひ起り、遂に清人蔣沛金といふものを傷けたりしを、奉行曲淵甲斐守は清人も日本人も同一に罰したり、同じく十年正月また入港の船主と通事との間に争論起り、夫より清商の館に在るもの三百人、其三分の一は匪徒多りといへり、日夜徒黨し、筑前の警衛を大徳寺を亂妨せしにより、其七名を捕へ獄に下し事平きぬ、予曾て長崎に在りし日當時警部長たりし山川景範氏にきく、長崎港は從來の慣例により他の互市場に比すれば、我に特權あり、外國人我が法律を犯すときは外人の邸宅に入り捕獲するを得と、是等を以て考ふるに治律法權の起は、彼より迫



られしに非ず、我が便宜により恩惠する特例を與へしものなるが故に  
 明、清、若くは朝鮮、蘭人といへども時に臨みて吾法律を以て處分したる  
 例なきよあらず、是れ古來の開港場なる長崎に此の慣例ある所以なら  
 じ、  
 孝明天皇の安政元年、日米の條約成り、尋て歐洲各國の交際ひらけ今日  
 の有様となれり、今治外法權の條約を改正するは、尤吾輩の希望するど  
 ころなり、然れども之を廢止せむとするには、先づ徳川將軍は何故に居  
 留外人の犯罪を、其國法、其長官に任せたるか、深思熟慮せずひば法權を  
 回復せると、共に裁判の煩雜を招き、外國の紛議を來さむ、煩雜と紛議と  
 は忍ぶべし、或は法權に干涉され、遂に國家獨立の体面を汚すに至らむ  
 慎むべきなり、

第四 外國人歸化の制

増田 于信

我大日本國は、風土氣候の美、古より遠く宇内に秀て、殊にこれを統御し  
 玉ふ帝王は、歴世相承けて聖明よまし、人民を撫育するふと、慈母の  
 赤子に於けるよりも尙篤かりければ、海外諸國風を慕ひ化に歸するも  
 のいと多く、而して神功皇后三韓を征服して以來は、威名殊に海外に聞  
 えて、一層歸化人を増加したり、其種類は漢土三韓より始めて、任那耽羅  
 掖玖の諸蕃、而して漢土は周以後秦漢以下歷朝これあり、かく歸化人の  
 繁殖するに隨ては、うれの制度も往古よりうれ、設けられたるもの  
 にて、今其制度の概畧を推考するに、其例假にこれを十餘條に別つを得  
 へし、

- 第一 歸化人は族類を區別す
- 第二 歸化人は國郡に安置す



- 第三 歸化人は妄に居留地外に往來せず
  - 第四 歸化人は入朝及び移住には衣糧を給す
  - 第五 歸化人は田地を附與す
  - 第六 歸化人は戸籍に編入す
  - 第七 歸化人は賦役を課す
  - 第八 歸化人は姓を賜ふ
  - 第九 歸化人は官位を授く
  - 第十 歸化の奴婢は良民となす
  - 第十一 歸化人情願せは原籍に放還す
- 即第一例は、漢土三韓に論なく、其族類をは、凡て蕃別と稱して、本土人の種族と其區別を立つ、されは蕃別の族類は、一世二世に論なく、後世に至りても、概してこれを蕃人といへり、

按に、日本後紀に、和朝臣家磨の中納言になりしを蕃人入相府と書き延喜式に歸化人の國司に任するを蕃人任國司者云々と書けり、其本文は下任用例の條に擧げたり、此他歸化人をば、毎に唐人新羅人など呼びたる様は、唐人外從五位下嵩山忌寸道光、新羅人中衛少初位下新良木舍姓前磨などあり、類聚國史續日本紀の文を下に擧げたれば併せ見よ

されは歸化人の一族は、かく賤稱せらるゝを不快に思ひけむ、其蕃別にして朝官に班するものどもは、己か家系を申立て、皇別神別の人々の賜ふ所の姓を申請ひ、下々の愚昧者に至りては、妄に系圖を偽造して、其先祖の魯王吳王高麗王漢高祖などを以て、天御中主尊に聯系して、只管蕃別の賤稱を避くるに至れり、

按に坂上苅田磨の改姓の上書下に擧ぐ、又日本後紀平城天紀天に、大同四



年二月丁未朔辛亥勅倭漢惣歴帝譜國天御中主尊標爲始祖至如魯王  
 吳王高麗王漢高祖命等接其後裔倭漢雜糅敢垢天宗愚民迷執輒謂實  
 錄宜諸司官人等所藏皆進若有挾情隱匿乖旨不進者事覺之日必處重  
 科とあり

第二例は國郡を定めて之を安置するなり其初はまつ所在の國郡にて  
 取敢へす衣糧を給し其狀を具し飛驒を發して申奏し其未歸化の手續  
 に及はざるものはまつ寛國に貫を附けて安置するなりさて右安置の  
 國郡は凡て空閑の地を選ひてこれを定め妄に移住するを得ず而して  
 官人并に才伎あるもの及び事情已を得ざるものにあらざれば京師に  
 住せしめずさて安置の國郡ハ古來其定ありて重に但馬大和近江美濃  
 遠江武藏常陸下野等を以て之に充つ  
 第三例は館を設けて之を置き妄に内地を往來するを得ざるなり

以上二條の例は下の外國人居住地の制限の篇に出しあれハ此には  
 省く

第四例は初て入朝する時には時服路糧を給し又移住の時には同く路  
 糧を給して其落付くまでは凡て官より之を供給せるなり

按に日本紀畧に弘仁七年十月甲辰太宰府言新羅人清石珍等一百八  
 十人歸化宜賜時服及路糧駕於便船令得入京また日本書紀天智天に  
 五年是冬以百濟男女三千餘人居于東國凡不擇緇素起癸亥年至于三  
 歲並賜官食とあり

第五例は名族には之に土地を與へて世傳し其餘は田地を授けて自ら  
 供給せしむ其田地は普通人民に行ふ所の口分班田の制に従ふ但其田  
 は普通の田を授けずして更に乘田を附與するなり

按に名族に土地を賜ふこと日本書紀聖仁に三年三月新羅王子天



日槍來歸焉云々、一云、初天日槍乘艇泊于播磨國在於宍粟邑、時天皇遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨而問天日槍曰、汝也誰人、且何國人也、天日槍對曰、僕新羅國王子之子也、然聞日本國有聖皇、則以已國授弟知古、而化歸之、(中略)仍詔天日槍曰、播磨國出淺邑、淡路島宍粟邑、是二邑汝任意居之、時天日槍啓之曰、臣將住處、若垂天恩、聽臣情願地者、臣親歷視諸國、則合于臣心欲被給、乃聽之、於是天日槍自菟道河沂北入近江國吾名邑暫住、復更自近江經若狹國西到但馬國、則定住處也、新撰姓氏錄に、秦忌寸、太秦公宿禰同祖、秦始皇帝之後也、物智王弓月王、譽田天皇十四年來朝上表更歸國、率百二十七縣百姓皈化、并獻金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉之、賜大和朝津間、腋上地居之、焉續日本紀光仁天紀、寶龜三年夏四月庚午、正四位下近衛員外中將兼安藝守勳二等大忌寸、苅田磨等言、以槍前忌寸任大和國高市郡司、元由者先祖阿智使主、輕島豐明宮

馭宇天皇御世、率十七縣人夫歸化、詔賜高市郡槍前村、而居焉、凡高市郡內者、槍前忌寸及十七縣人夫、滿地而居、他姓者十而一二焉云々とあり、田地を授くること日本書紀、持統天皇紀、元年三月巳朔、以投高麗五十六人居于常陸國、賦田受稟、使安生業、中略、丙戌、以投化新羅人十四人居于下毛野國、賦田受稟、使安生業、中略、四月癸卯、筑紫大宰獻投化新羅僧尼及百姓男女二十二人、居于武藏國、賦田受稟、使安生業、類聚國史に、淳和天皇長元年三月丁丑、授新羅人一百六十五人、乘田廿四丁八段、爲口分、田賜種子并農調度價、五月巳未、新羅人辛良金貴賀良水白等五十四人、安置陸奥國、依法給復、兼以乘田充口分とあり、又政事要畧に、唐人田信濃國二町四段とあり、此は歸化の唐人に賜ひし田なるへし、口分班田の制は、大化改新の時より定められたる法にて、人生れて六歳に至れば、男女の等差に隨て田地を給ひ、力作して租を公上に輸し、其餘を以



て已か食料とせしめ、身死すれば公に還收すこれを口分田といふ、男一人に二段を給し、女には其三分の二を給す、而して五歳以下は給することなく、六歳に至りて始めてこれを給す、故に六年毎に死生を考覈して收授をなす、これを班田といふ、乘田は口分田、位田、職田、賜田等に班授せる剩餘の公田をいふ、

第六例は、其國の戸籍に編貫し、各族かのく其族長を立て、これを支配す、之を伴造といふ、たとへは秦氏は秦造、秦氏の一族及び其部屬を統へ坂上大宿禰は漢氏の一類を總領するか如し、

按に、日本書紀欽明天紀に、元年八月召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編貫戸籍、秦人戸數總七千五十三戸、以大藏、掾爲秦伴造、とあり、秦氏九十二部一萬八千六百七十人の長、秦公酒雄、畧天皇の朝に、大藏長官となれり、この大藏掾とあるは酒の子孫なるへし、

第七例は、既に田地を給はれ戸籍に編貫する以上は、又納税課役の義務なかるへからず、即普通人民と同く賦役を課すなり、されど其土に安する迄は、専ら優恤を旨として、歸化の初期は大抵恩典あり、

按に、古事記應神天皇卷に、新羅人參渡來、是以建内宿禰命引率、爲役之堤地、而作百濟池、又同く仁德天皇卷に、役秦人作茨田堤及茨田三宅、日本書紀天武紀に、十年八月丙子、詔三韓諸人曰、先日復十年調稅、既訖、且加以歸化初年、俱來之子孫、並課役、悉免焉、とあり、又續日本紀元正天皇紀に、養老元年十一月甲辰、高麗百濟二國士卒、遭本國亂、投於聖化、朝廷憐其絕域、給復終身、とあり、尙第四例の條下併せ見るべし、

第八例は、既に戸籍に編貫する上は、新に姓を賜はりて、其氏姓を更むるなり、されど姓には階級ありて、凡八等の姓の中にて、三等以上はこれを賜はるを得ざる制なり、然るに後に至りては、其子孫の朝に仕て官位よ



ろしきものども、各其名族勳舊を申立て、或は外戚の好、文學の功などに因りて、上姓を請願し、二等三等の姓を賜はるものあり、かゝる勢なれども、一等姓は決して之を賜はることを得ざるなり、さてかく漸々上代の制度緩むに隨ては、歸化の庶民ども、其情願に任せて賜ひしことも多かり、按に、賜姓のこと其例多し、一二を舉ぐれば、續日本紀高野天に、天平神護二年五月壬戌、在上野國新羅人、子五午足等一百九十三人、賜姓吉井、連、續日本紀桓武天に、延曆五年八月戊寅、唐人盧如津賜姓清川、忌寸、同七年五月丁巳、唐人馬清朝賜姓新長、忌寸、などあり、八姓は日本書紀天紀天皇に、十二年冬十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下、萬姓、一曰真人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、大日本史氏族志に、真人爲皇別之上、姓氏錄序其賜朝臣者、命以大刀、宿禰以小刀、忌寸以賜秦漢蕃族、古語拾遺とあり、即四等の忌寸を以て

蕃別の賜姓と名したるなり、又五等の道師は、氏族志の注に、按蓋藥師書師類とありて、凡て歸化の伎術者に賜はりしものなり、さて蕃人の上姓を請願せしことは、續日本紀桓武天に、延曆四年六月癸酉、右衛士督從三位兼下總守坂上大忌寸、苅田麿等上表言、臣等本是後漢靈帝之曾孫、阿智王之後、中臣苅田麿等失先祖之王族、蒙下人之身、姓望請改、忌寸、蒙賜宿禰姓、伏願天恩、矜察、儻垂聖聽、所謂寒灰更煖、枯樹復榮也、中詔許之、氏族志に、和氏朝臣姓、貫左京、出自都慕十八世孫餘隆、中初桓武皇太后和氏、贈正一位乙繼之女、實龜中、特賜姓高野朝臣、また、大藏氏有朝臣姓、有宿禰姓、有忌寸姓、中清和帝時、大藏伊美吉廣勝賜宿禰同姓、善行以文學著、改賜朝臣、とあり、妄に賜ひしこと、續日本紀孝謙天に、天平寶子元年四月辛巳、勅曰、中可大赦天下、中其高麗百濟新羅人等、久慕聖化、來附我俗、志願給姓、悉聽許之、とあり、さて歸化人に姓を賜ひし數は



姓氏錄に據るに、畿内のみにて三百餘姓あり、其他推知すへからず第九例は、其才に従て官吏に任用し、以て各其官位を授ることは、下に載る任用例の條に詳なり、又位勳に叙する、普通の例に同じ、

按に、日本書紀天武紀に、十四年春正月丁卯、更改爵位之號中略二月庚辰、大唐人百濟人高麗人并百四十七人賜爵位、續日本紀孝謙紀に、天平勝寶二年二月乙亥、唐人正六位上李元環、授外從五位下、同く光仁天皇紀に寶龜十一年丙戌、授唐人正六位上沈惟岳、從五位下、とあり、性靈集に爲藤原川舉淨豐啓、正六位上淨村宿禰淨豐者、故從五位上勳十一等、晋卿之第九男也、父晋卿遙慕聖風、遠辭本族、誦兩京之音韻、改三吳之訛響、口吐唐音、發揮嬰學之耳目、遂乃位登五品、職踐州牧、とあるにて、叙勳の例を知るへし、

第十例は、奴婢は其自、投歸したるものは、悉く放て良民となし、以て戸籍

に編貫す、其本主既に其前に歸化して之を認むといへとも、之に返さすまして後に歸化して認めたるものは、之に返さす、るは更にも言はず、もし前に我國に來りて賤民に充てられたるもの、其二等親以上のもの、後に歸化して之を認めたる時には、之を贖て良民となすことを得るなり、按に、戸令に、凡化外奴婢、自來投國者、悉放爲良、即附籍貫、本主雖先來投國、亦不得認、若是境外之人、先於化内充賤、其二等以上親、後來投化者、聽贖爲良、とあり、

第十一例は、本國の苛賦を避けて、已を得て投歸したるものは、再三引問して、いよく還國を情願するものには、旅糧を給して之を放還するなり

按に、續日本紀仁天天平寶字三年九月丁卯、勅太宰府、頃年新羅歸化、舳艫不絶、規避賦役之苦、遠弃墳墓之鄉、言念其意、豈無顧戀、宜再三引問、



情願還者、給糧放却と見ゆたり、

歸化の古法、以上國史及び令文等を案するに、其例證大方かくの如し、此他婚姻訴訟等の關係、古書見る所なく、其例を取る由なし、唯繼體天皇紀の注に、大日本人娶蕃女、所生爲韓子とありて、之を孝德天皇紀の男女之法者、良男良女共所生子配其父、若良男娶婢所生子配其母、若良女嫁奴所生子配其父とあるに、參照すれば、國人の蕃女に對するは、良民の賤民に對する例に均くして、國人蕃女を娶りて生みたる子は蕃女に配し、國女蕃人に嫁して生みたる子は國女に配せしものにや前に韓子と爲すとあるにて、此法を推知せしめて、事實の史上に存するものを擧ぐれば、天日槍、但馬出島人太耳の女麻多鳥を娶り、蘇我大臣稻自高麗の俘囚二女を納れて妻となし、天智天皇の朝に、多臣蔣敷の妹を以て百濟王子豐璋に嫁したる類なり、日槍の婚姻は、未だ法制の定まらさ

る時、稽目の婚姻は、專擅を以て行ひたるものにて、法例とは爲し難し、唯天智天皇の朝に、朝臣の女を以て王子と嫁したるは、百濟は當時屬國なれば、婚姻を公許したるなり、即百濟よりは采女を貢するの制ありて、應神天皇の朝に、百濟直支王の妹新齊都媛、雄略天皇の朝に、百濟莊飾慕厄夫人の女池津媛、共に後宮に仕へし例ありて、雄略天皇紀池津媛姦通罪を以て燔殺せられし所に、百濟加須利君蓋幽玉也、籌議曰、昔貢女人爲采女、而既無禮失我國名、自今以後不合貢女、乃告其弟軍君毗支君也、曰、宜往日本、以事天皇法律の事別に條あり、此處に言はず、とて歸化人に姓を賜ふには、多く清字を冠するは、異俗を清淨して、我風に新化するの意にや、姓氏錄を閲するに、清宗宿禰、清海宿禰、清川宿禰、清水首、清道連、淨材宿禰、淨山忌寸、など國史に、清根忌寸、清住連等、尙多かり、但地名、職名に據り、此限にあらず、又古來の歸化人は、何れも其國々の技術を以て奉公し、我國益を爲したる實に尠少ならず、故



に朝廷にては、歸化人を優待採用したり、而して其歸化人、多くは亡國の臣民なるを以て大に我國に忠節を盡し、子々孫々に至るまで、義に感し恩を懷て、眞實に天皇を仰きたり、即歴史上蕃別の臣民にして、曾て謀反を爲したるものなく、却て蓋忠國に殉ふるの士を出したり、從來の國人たるもの、豈自愧ちさらんや、其は誰と爲す、周魯公伯禽の裔、調吉士伊企儼、新羅王我尻を啗へどて節に死し、漢主劉宏の裔、坂上田村麿は、東夷を平定して、死して尙王城を鎮護し、新羅國王の裔、即天日後兒島高徳、南朝に勤王せしか如き是なり、史を讀むもの宜しく、卷を掩ふて黙想すへきなり、夫、亡國の臣民にあらずして、自其主を捨て、他國に歸化する臣民は、眞に王化を慕ふあらず、全く貪利の念を抱きて、投歸するものなれば、到底國益を爲さず、近時吾政府にては、歸化法を制定すと聞く、立法者宜しく古法に鑑る所ありて可なり、

第五 外國人に關する土地の制度

及び所有權

丸山 正彦

嗚呼我が大八洲は天のしたしるしめす、我が天皇の所有したまふ所にあらずや、嗚呼我が大八洲は臣民たる吾々の祖先が刻苦して開きたる所にあらずや、然らば則吾々が棲息する土地は、天皇陛下の恩賜なりと謂ふべく、吾々が稼穡する田園は、祖先の慈惠なりと謂ふべし、さればこの恩賜の土地を保有せべき道を、朝夕心がけて、吾輩大御寶たるのつとめを、全くしたりと云ふべけれ、この慈惠の田園を維持すへき方を、晝夜わめれずて、吾輩子孫たるの責任をつくしたりと謂ふべけれ、かゝる故ある土地田園を、我ものがほに振まひて、異種異族の人等に讓與せむとするに至るは、徳義上のゆるすところならむや、况して小にしては、生命のもととなり、家の存亡に響き、大にしては國家の盛衰に關そ



るものを、如何に商賈輩、投機者流の材料となさしむ可き、仁忠武勇軍人  
 社會の尊崇を受くる英の訥耳遜すら、曾て英國のために薩底尼亞を、五  
 十萬金を以て買占し、萬世の利を擅にそべしとの策を献したることあ  
 り、明治の聖世かゝる窺窺を抱くものあるべくもあらざれど、この際、往  
 古に溯り、外國人に對する土地の制度を講究し、將來の制限を定めむは  
 最たよりよきときとやいはまし、

夫れ外國人にして我に歸化したるは、新羅王子天日槍アノヒボコに始れり、爾來歸  
 化移住したる者多し、而して移住者の土地に關する制度は如何なりけ  
 ひ知るによしなしといへども、仁賢天皇六年の高句麗に革工須流スル、奴  
 流ヌ、積等の歸化したるを倭の額田邑にをき、熟皮高麗と稱へ日本書紀、山城相  
 樂郡、大狛下狛之毛部、狛は高麗人の居りしよりいへり、大和高市  
 郡に波多あり、秦人を置きし所なるへし、河内錦部郡に百濟あり、大縣郡

に巨麻あり、若江郡にも同名あり、攝津に百濟郡あり、島上郡に服部波止  
 あり、漢のはたかり、吳の機織など、備れし所なり、美濃の安八郡に服織ハ  
 り、豊島郡に秦下、秦上、有馬郡に幡多、伊勢の奄藝郡に服部、壹志郡に八木  
 多、吳部久禮、參河の八名郡に服部、渥美郡に幡多、遠江の龜玉郡に霜多、相  
 摸の餘綾郡に幡多、甲斐の巨摩郡等の名、倭名鈔に見えたり、然れども何  
 れの世にれかれしや、明にまりがたし、武藏多摩郡に狛江あり、これは元  
 正天皇の御世に、靈龜二年五月辛卯、以駿河、甲斐、相摸、上總、下總、常陸、下野  
 七國高麗人千七百九十九人、遷于武藏國、置高麗郡焉とあり、これ七國に  
 分ちおかれし投化の民を、武藏にあつめ、一郡を立てられしなり、甲斐の  
 巨摩郡は是より後、名をのみ傳へし者と見ゆたり、廢帝の天平寶字二年  
 八月癸亥、歸化新羅僧三十二人、尼二人、男十九人、女二十一人、移武藏國關  
 地、於是始置新羅郡焉とあり、備前國邑久郡服部、上道郡幡多、備中賀夜郡



服部、淡路、三原郡、幡多、阿波麻殖郡、吳島之久禮、土佐幡多郡等の名多し、かく諸國に波土利波多といふ號のあまたあるを見るに、秦、漢、吳、韓の織工女をおかれて養蠶織縫をつとめしめしものならむ其の他河内に錦部郡古爾之信濃に筑摩郡錦服古爾之とあるも、皆錦繡をふらせし所なるべく、山城の筒城にて韓人奴理能美をむかへて、こがひせられしことなどを合せ考ふべし、

さて支那三韓等より來るものは多く其本國のみだれをさけさすらへわたれる、魯の樂官、擊磬の裏といふ者、海に入るといへる類も、多く我が徳化よなびき來りけむ、されば移住する者の總て歸化人にて、貿易等の爲來るは稀れなりしなるべし、史に見ゆるもの多くの内附といひ、投化といひ、歸化といへるにて、やがて我が戸籍に編し、皇國の氏となれる者のみにて、通商等にて居留したる、所謂化外人はすくなかりしなるべし

戸令よ化外人歸化者、所在國郡、給衣糧、具狀、飛驒申奏化外人於寬國、附貫安置と定められたり、以て其の取扱の一般を知るへし、應神天皇の十四年、秦物智王、弓月王來朝し上表、更ニ國にかへり、百二十七縣の百姓を率て飯化し、并に金銀玉帛種々寶物等を獻りしかば、天皇嘉でたまひて、大和朝津間腋上地を賜ひ、之れに居らしめ、たまひき、姓氏錄、天智天皇の四年、百濟の亡びしより其民四百餘人歸化したるを、近江の神前郡におき田を給す、持統天皇の元年、高句麗歸化の者五十六人を常陸に、新羅歸化の者十四人を下野に、太宰府より送りし新羅歸化者の二十二人を武藏に、れき皆田畝を授けて生業を營しめたり、日本書紀、淳和天皇の天長元年、新羅一百六十五人に、乘田廿四町八段を授けて、口分田を爲し、種子並に農の調度の價を賜ふ、國史、又新羅人辛良貴賀良水白等五十四人を陸奥に安置し、復を給し、兼て乘田を以て、口分にあつ、本紀、さて歸化人は格別



に鄭重に取扱はれしかば、御代々々の歸化人其數をしらず、隨て養蠶のわざ農工の事其進歩を來したるや功蹟大なりと謂ふべし、三韓の穿ち、し韓人池あり、秦氏を役して大藏を宮の側に構へしとて、長谷朝倉宮と名けしあり、さて我が徳政をしたひ歸化する者なれば、我の風俗、我の國風に感化せられ、皇國の臣民と化せり、之を愛撫優卹するも國家に害なきなり、また化外の人にも口分田をば給せられたるならむ、然れどもこの土地の所有權迄をも賜ふにあらざるなり、聊其所以を概論すべし、抑豐葦原千五百秋瑞穗國の天神が天孫に賜ふ所にして、所謂普天の下王土に非ざるなく、大八洲の全土は、我が天皇の奄有したまふところなり、古語に「あめのしたしろしめすといへるにて明なり、カシコ恐ければ我が天皇の六日本國の大地主にておはします乎かし、其制度の沿革を温ぬるに、上古の制の郡縣の政治なれば、邑には村主あり、郡には郡司あり、國造

縣主之を管し、朝廷之を統括し給ふ、故に尺寸の土地、一部の人民も朝廷の者に非ざるはなかりしなり、惟歷朝おかれし國造以下世襲の官職なりしをもて、殆ど私有の姿となりしを、孝徳天皇の大化の改新に、豪族大家の領する土地人民を奉還せしめたり、上古土地所有の事小中村清矩詳探くりししかど見出ざりきさて歸化の民及び化外人へ口分田を賜ふとあるは、大寶令にある如く正丁の數に應じて授くるをいふ、これは其身死すれば官にかへす者なれば、固より所有權を授くるには非ざるなり、然るに大化の改制も久しからずして、王制漸く弛み、紀綱振はずなりもてゆき、諸國に庄園とて私有の土地いで來にけり、其の起は國々なる荒廢の田園、又は原野などを諸院宮に賜はり、また佛寺に宛て開墾せしめたるより、其田を別業とし、權門勢家恣に公民を驅役して、墾闢をつとめ



たるより、私墾田日々に多く、國衝の治に預からず、賦税も軽く調庸の勤めもなければ、百姓も之をよるこび、課役を遁るゝが爲に、勢家の民となり公田をば營まず、權家の威力をかりて國司の牽制を受けず、隨て庄園は増し、公田は減り、國家の租税は空乏し、朝廷遂に土地人民を失ふ事とはなれり、凡そ權門豪族の兼并を事とし、細民は溝壑に陥り、政府は統治に苦しむは、歐洲諸國の現勢にて、經濟學者が頻に制限を設くべしと主張するところなり、

後朱雀帝以後、或は停止し、或は制限し、専ら救弊の策をたてられたれど、遂に其のかひなかりき、北畠准後の神皇正統記に、後三條院の御代に於この弊をきかせ給ひて、記録所をおかれて、國々の庄公の文書を召して多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より、新立の地彌多く成て、國司しる所百分が一にたりぬ、後さまには國司任に赴くとさへなく、其の人

にもあらぬ眼代をさして、國を治めしめまかば、争か亂國とあらざらむといへり、凡そ當時の勢は、天子も庄園をおき、攝關大臣も勤めて之を設け、諸國武士豪族はいふまでもなく、下は北面下臈の輩までも、庄園を事としければ、其廢置得失によりて、朝廷の盛衰存亡に預るが如き有様なりき、梁田寛先生の庄園考に詳しければ披き見よ、

源賴朝六十六ヶ國の總地頭となりしより、土地の權ハ鎌倉に歸したり、織豊二氏を經、徳川氏に至り、統括の權ハ江戸にあるも、地方の土地は大、小名の私有する姿となりぬ、然れども、其の實、天皇の所有しまを、しばし預りまつりしのみ、故に明治の維新に、各藩朝廷にかへしまつれり、天皇ハまた私したまふところなく、人民に分ち授け給へり、こは外國歴史家の怪しみ訝るところなれど、建國の古に溯り、考ふるときハ必ずかくあるへきことなり、序に論すべきハ上代土地の制度最嚴格なり



し事なり、孝徳天皇の大化元年、詔して朝廷の土地人民を私有とし、以て其の地を賣與即ち貸與して價を求むる者あるを禁止されたり、是れ其所有權の朝廷に在りし徵證なり、尋いて改新あり、口分田給與の制となり、賣買をるを得ざりき、爾後私田増加するに隨ひ、賣買をゆるされたるも、其制限嚴重なりき、  
賣買を許されたるの、

- (一) 荒野等を申しうけ自ら開墾したるもの、田令集解
  - (二) 和銅年間錢貨の始にて、人々信せざりしとき、錢貨の流通圓滑ならしめむため、錢を以て賣買するもの、日本紀
  - (三) 田園宅地、これはゆるされしも禁止されしこともあつて一定せ
- 其のゆるされざるは
- (一) 諸國司の私墾田といへども賣買を禁せらる、國史

(二) 僧尼に讓與し若くは寄附及賣與すること、僧尼より買ふことはこれらを見ても上古土地の制嚴正なりしを知るに足らむ、徳川氏にいたりても猶注意したりしかば今日甚しき貧富の差を見ず、經濟の點より論ずるときは、實に良制といふべきなり、歐洲各國に蔓延する共產黨の枕言に、天われを生む、必ずわがすむべき所あるべきなり、また衣食すへき道あるべきなり、然るに豪族勢家の土地を兼并し、傲富を極め、生れながら天幸を得、われの生れるがらすむに家なく、きるに衣なく、喰ふに糧なきの何事乎、今日の社會の天意に背く者なりと、論ずるの貧富の懸隔を憤るより、起る言をれを其至理に至りては、學者論家も之を駁する能ざらむ、貧富の懸隔ほど國家及び社會の不幸はあらざるなり、さてこれより外國人に關する徳川氏以後の制度をいはむ、葡萄牙との交易は始め肥前の平戸港に起りしを、隣藩大村の領主貿易の利を奪は



むとて、貿易場を永祿五年肥前の横瀬浦にひらき、同十一年福田浦にひらき、元龜元年長崎港をひらきしかど、平戸の便宜にしかず、依て競争の極、左の特約二條を結べり、大村記

一、キリスト、教堂を創設し、教師を充分に給養し、葡萄牙人の爲に、横瀬浦の一港、及び其周圍二里四方の地を開き、諸税を免し、又教師の許諾なき異教の者は一人も港内に住するを得ざらしむべし、

一、葡萄牙人等港内に在住する者へは、何人を論せず諸税を除き、自今十ヶ年間葡萄牙人も貿易をいとなむ諸人へも、課役一切を免除すべし、

この特約の法外なるは、葡萄牙人が吾が邦を奪はむの意ありしを知るべし、抑第一條によるときは已が威權に服従せざるものは、異教者の名を以て之を港外に放逐するを得べく、また葡人は永久無税の業をいとなむを得べし、

なむを得べし、

かくの如き不正の條約永續せば、我が邦の不幸果して如何ぞや、この三港は「カソリック」教僧の占領する所ならむとし、葡萄牙人の奪取するところとならむとせり、惟幸にして豊太閤の政權を統一するに及び、葡萄牙人を逐ひ、特約を取消し、之を恢復したり、抑當時本邦の有様は「ケンブヘル」の日本歴史によるに、日本帝國はいまだ鎖鑰せられず、其大小名の將軍に服従するや、尙嚴正ならさりしを以て、日本人の國內又は海外に旅行すること自由に於て、其商用等によりてゆかむと欲する所の地は、何處として行かれざるはなく、外國の人民といへども、其何等の要物たるをとはす、國中孰れの港にても、其便利とする所に隨て入港するを得たり、是即葡萄牙人が始めて日本に渡來せし時の情態なり、九州の大名等が彼等を款待するは頗る優渥を極め、葡人と貿易しわれを利せむとて、互



に諸大名の間に競争を起せり、云々日本古代商業史、徳川氏天下を一統するに及びて、外交の事を整理するは最重大の問題なりしなり、故に家康將軍も大に心を用ゐたりけむ、後陽成天皇慶長五年蘭人「ヤンヤウス」英人「アンジン」來る貿易を請ふをゆるし、江戸に邸宅を賜ひ外國の事を咨詢す、今の八代洲河岸は「ヤンヤウス」安針町ハ「アンジン」の居住せしところなり、「アンジン」は砲術に精しきを以て後に采地を相州三浦郡にたまふ、同十八年英吉利甲比丹「ジョン・サイリス」と條約を結ぶ、其四ヶ條目に貸與する所の地に居留し、以て賣買をなせ、又歸國するときは隨意其館舎を撤せべしとあり、其後鎖國主義に一定し、僅に長崎の一港に清及蘭人の通商を許せり、明治維新五港をひらき、歐米各國を交通し、いままた全國を洞開せむとす、内地雜居を許せば或は可ならむ、然れども土地所有權をも與へむとするに及びては、我が國體に關係なきこと能はず、黙し

かねてかくは物しつ、

附けていふ右の考をかきをへ、筆を閑かひとするをり、郵丁、國體發揮の一小冊子を投し去る、蓋し内藤耻叟先生より賜はられしなり、謹て披き見るに我が天皇は土地所有の主といへる一條あり、議論活潑、所説嚴正、吾輩をして後に瞠若たらしむ、吾輩既に老先生に説を同くす、よろこび極りなし、敢て先生の好意を謝す、



第六 外國人居住地の制限 萩野 由之

地球は、一のみ、然れども分れて、東西洋となり、五洲万国となり、白人となり、白人黒人となり、各其疆土を分有するに於ては、一物も我有を益さんとし、一利も我有に加へんとす、幸に種々の障碍は、其肘を掣して、容易に志の如くならしむること能はずといへとも、一旦罅隙あらんには、争ひ起りて、噬攫せんとするは、文明野蠻に拘はるへからず、黄種白人に限るへからず、余之を稱して、外面如菩薩、内心如餓鬼といふ、五洲万国の情態、それ然らずや、

此情態は、處に拘はらるる時に關せず、此を以て、強國は強國だけ、必自他の境を劃りて、以て内外の別を明にし、内外自他の別明にして、而し又其國強固なり、我邦上古外國人に對して、其制限を嚴にせし、所以の意、みな是に基つかざるはなし、余か此に述へんとする外國人居住地制限法の



如きも亦其一なり、

本題既に外國人居住地の制限といふ、而して本篇いふ所の、重に歸化人居留地の制限に關せり、怪し訝し、然れとも怪し訝しの所、却て面白き理由ありて存せ、何そや、本邦にては、歸化せし外人といへども、尙内地人と同一なる待遇を許さざることを是なり、况や未歸化の外人をや、

其故何ぞ、種々の理由あり、先其一端を擧げん、本邦の族制を重んずる國系統を尊ぶ國、萬姓一系の皇室の下に葵向して、臣民の義務を全ふる國民、此國民を以て一國をなしたるか故に、系統出自、尊卑貴賤、内外本末の區別を明にし、官職に就くも戰爭をなすも、毎にこの一點の靈犀より發輝す、上古大臣大連オホオミオホムラシの兩職、常に百司の長として、大政を輔佐し奉るにも、大臣には必皇別の家の人ならずでは成ることを得ず、大連には必神別の家の人ならずでは任ずることを得ず、當時は臣民の族を三別して、皇別

神別、蕃別とす、天皇皇子の派をば皇別とし、天神地祇の胤をば神別とし、支那三韓の族をば蕃別とせ、されば皇別は權利の區域最廣く、神別之に次く、蕃別に至りては境界最狭しとなす、此故に蕃別は、常に神別の人を羨み、神別は又皇別の人を羨む、此故に殺害なる人は、其族制を詐りて、氏姓を淆亂せしめしと、時に之あり、紀元千七十五年には、允恭天皇姓の混亂を憂ひ玉ひ、諸氏の氏人を味檀丘ウツカシノオカに會して、探湯盟誓ウツカシノオカせしめて、以て其詐冒を正して、氏姓を定め玉ひ、日本紀、古事紀、天智天皇は、戶籍の制を嚴にし、庚午年籍を作りて、其訛濫を糺し玉へり、

戶令曰、近江大津宮、庚午年籍、不除、義解曰、於是定姓造籍、是爲庚午年籍也、續紀曰、庚午年籍、不除、蓋爲氏姓之根本、遏姦究之亂、眞歟といへる、並に此事あり、

紀元千四百廿年代、淳仁天皇の朝には、名儒を聚めて、氏族志を撰はしめ



られ、其後桓武平城嵯峨の三朝を経て、千四百七十年代に至りて、重ねて姓氏録を撰定せしめらる、これ皆其族類を正し、出自を明にせられん爲にして、斯く列朝嚴重なる法制に、以て華蠻を判ち、内外を正しおする所にして、即亦國力内に實して、國威外に揚る所以を謀るにあらざるものなし、

姓氏録序に曰く、蓋聞天孫降襲、西化之時、神世伊開、書記靡傳、神武臨夏東征之年、人物漸滋、梟帥間起、洎乎神劔下授、靈鳥千飛、歸首星陣、群凶霧散、膺受明命、光宅中州、泰階平齊、海內清謐、既而謹德考功、昨土命氏、國造縣主始號於斯、垂仁撫運、惠澤彌新、舉措得中、姓氏稍分、况復任那嚮風、新羅歸養、爾來諸蕃仰德、無思不來、懷遠賜姓、是時著明、允恭御宇、萬姓紛紜、時下詔旨、盟神探湯、首實者全、冒虛者害、自茲厥後、氏姓自定、更無詐人、涇渭別流、皇極握鏡、國記皆燦、幼弱迷其根源、狡強倍其僞說、天智天皇儲宮

也、船史惠尺奉進燼書、至庚午年、編造戶籍、人民氏骨、各得其宜、自茲以降、歷代帝王、隨時改正、聯綿不絕、勝寶年中、淳仁時、有恩旨、聽許諸蕃、任願賜之、遂使前姓後姓、文字斯全、蕃俗和俗、氏族相疑、萬方庶民、陳高貴之枝葉、三韓蕃寶、稱日本神胤、時移人易、罕知而言、寶字之末、其爭猶繁、仍聚名儒、撰氏族志、抄案弗半、逢時有難、諸儒解體、輟而不興、皇統彌照、桓武聖明、生而叡哲、自體性仁、威被日出之崖、德光月朏之域、停烽廢關、文軌爲一、慮周品物、思切正名、迺降絲綸、撰勘本系、緡帙未畢、鳳輿登遐、天朝至明、嵯峨紹脩前業、至聖承聖、垂眷後謀、爰勅中務卿四品臣萬多親王、右大臣從二位兼行皇大弟傅臣藤原朝臣園人、參議正四位下行右衛門督兼近江守臣藤原朝臣緒嗣、正五位下行陰陽頭臣阿倍朝臣眞勝、從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平、從五位上行大外記兼因幡介臣上毛野朝臣顯人等、追慕前志、推弘此文、開書府之秘藏、尋諸氏之苑丘、臣等歷探古記、博觀舊史、



文駿辭蹟音訓組雜會釋一事還作楯矛搆合兩說則有牴牾新進本系多  
 違故實或錯綜兩氏混爲一祖或不知源流倒錯祖次或迷失己祖過入他  
 氏或巧入他氏以爲己祖新古煩亂不易變夷彼此謬錯不可勝數是以雖  
 欲成之不日而猶十歲於茲京畿本系未進過半今依見進以類詮矣本其  
 元生則有三體跡其群分則有三例天神地祇之冑謂之神別天皇皇子之  
 派謂之皇別大漢三韓之族謂之諸蕃所以別全異序前後是爲三體也云  
 々々族制を明にせる所以徴すへきなり

抑彼歸化人等ハ本國革命多き土地の者よて我邦の如く出自祖先の系  
 統明ならざるもの多かるに日本に來て見れハ何れの家も神別皇別の  
 裔ならざるハなく其祖先の出自明正なるを見て驚き且羨み負けず顔  
 に其傳來を説くものハ我ハ魯公伯禽何世の後乎我ハ秦始皇幾代の孫  
 乎と英主賢君の後に托して誇りしに過ぎされとも秦の始皇も魯公伯

禽も本邦人に在りてハ我尊敬する皇室の外にハ何の尊きものなしと  
 する臣民のみなれハ彼等か誇る所亦何の詮なし幸聖武孝謙兩帝の御  
 時に至り一同に姓を賜ふこととなりしより此を先途とおもひくくに  
 姓氏を請ひ中にハ日本の神胤とおなしき姓を請ふて許されしもあり  
 き是かの萬方庶民陳高貴之枝葉三韓蕃賓稱日本之神胤といへる此事  
 なり然れども原族制正しき日本の風俗なれハ蕃別ハ尙蕃別なり日本  
 人ハ尙日本人なり豈同一とおもふへけんや事に差あり等あり其類を  
 一にせず此に於て彼歸化人等ハいかにもして内地人と同等にいはれ  
 んとおもふの餘り蕃人とももの内には笑止にも倭漢總歷帝譜圖といふ  
 ものを造り天御中主尊を始祖とし魯王吳王高麗王漢高祖命等漢高祖  
 に命の字をつけしも笑止の至りなりを其後に聯接し支那三韓の王と  
 て天御中主尊の後なれば神別と何の差等あらむといふの意を寓し以



て奇計を逞ふせんとはなしたり、是實に紀元千四百六十年代の事なりけり、然るにかゝる妄誕不稽の書、いかてか發行禁止なからざらん、時の朝廷は之を沒收して、其頒布を禁せられたり、

此等の數件は、抑何の故ら、當時蕃別の人、即外國人歸化人といへば、其子孫までも鄙しめられ辱しめられて、内地人とは格別の相違ありしを以てにあらすや、何そや、本を先にするなり、内を尊ふなり、崇外の卑屈心なきなり、國民の國俗を保持するに篤き、此風俗は國体と共に、皇室の尊嚴を無窮に奉承する所以にして、國威を外邦に發揚せしめし所も、又此に在るなり、嗚乎、物換り星移るとはいへ、前に崇拜服従せられしもの、今は却て他に從ふて摸拜せんとし、事々物々外に是從ふ、君子豹變は余曾て之を聞く、君子國の豹變は余之を見ることを歎せずんばあらず、偶一絶を得たり、左に記す、

昨看櫻花映曉霞、日東國色占春和、謁來舉目山河異、黃葉夕陽新感多、  
 さて、古の國民か外國といひへは、歸化人たりとも、容易に其待遇を内地人に同じくせず、されは其居住地に於ける、亦其制限を等しくせざることを知るべきなり、

凡外國人か歸化せし年歴は、遠く神代に在りといへども、一旦中絶して史籍もまた其詳細を傳へず、崇神垂仁の兩朝、即紀元五六百年代の頃より、再び之ありしも、應神天皇の御宇よりは、三韓我藩屬たれば、必しも普通の歸化の例にはよりかたし、若かれども尙史上には其制限を立てし有様なり、漢土との交通盛なりし後は從て、外交頻繁にして、法例また密なりとす、降て武家の世にいたりては其制も詳かならず、歸化人は僅に僧徒の類に止まりて其數はた多からねは、今は専ら紀元九百年代以降一千五百年代まで、王朝の盛時に於て之を説くへし、



當時外國人等か歸化せし所以を尋ぬれば、學識才技ありて召し寄せしものど、日本の國柄を慕ふて歸化せしものど、其國の亂を避けて歸化せしものと本國の爲に隱謀ありて陽りて歸化せしものとの四類あり而して其本國は支那、高麗、新羅、百濟の四國なり、此外印度地方なる、吐火羅國、舍衛國、迦毗羅衛國、波斯國、林邑國、崑崙國等、西南の國人か歸化せしも希にはあれと、それは大抵僧徒にて人員も甚少し、

齊明帝の五年、吐火羅國人乾豆波斯達阿、其妻舍衛國婦人と來歸す、(日本紀)元正帝の養老元年、天竺迦毗羅衛國の僧三藏無畏、我歸朝の僧に隨ひ來る、(扶桑略紀)善隣國寶紀、聖武帝の天平八年、波斯人李密醫に位を授く、(續日本紀)其十八年、天竺迦毗羅衛國の僧芹及林邑の僧佛哲來る、東大寺建立には功ありし者なり、(扶桑略紀)桓武帝の延曆十八年、崑崙人といふもの來る、(日本後紀)此外には多く見す、

歸化の人員は、應神天皇の朝以後次第に増加せしかば、其惣人數は今更知るべきよしもなけれど、欽明天皇の御時、紀元千二百年には、秦氏一族の戸數のみにても七千五十三戸なりしといふ、當時一戸の人口の甚多く、數十人一戸に住める者もあれり、假に少くも十五人一戸と積り見れば、秦氏一家のみにても、十万五千七百九十五人、尤秦氏の歸化人の中にも、人口多き族なるか其他の氏々を通計したらんに、莫大の數なるへし、但し此十万五千餘の人口の、皆直接に歸化せし人にあらず、即歸化人の子孫の蕃殖せしものも、また此中に籠れる也、さて歸化せんと請ふ外國人ある時、先歸化を請ふ所以を確め、本邦の臣民として貳心なきよしを見究めたる後に、始て之を許すを例とす、

此證例の、上の歸化の制の條にあれり贅せし、許可せし上り、其居住所を定めて安置せしむ、其途上り糧食を給し、宿次



遞送して、其住むべき地を達せしむ、  
 其居住地の隨所に其撰擇に任する事を許さ、必官より指定せし地を  
 賜ひ、此に居る他に遷るとを得ず。子孫も亦毎に此を以て住所とす  
 垂仁天皇紀曰、初天日槍新羅國王化歸之、詔曰、播磨國宍粟邑淡路島  
 出淺邑、是二邑、汝任意居之。時天日槍啓之曰、臣將住處、若垂天恩、聽臣情  
 願地者、臣親歷視諸國、則合于臣心、欲被給、乃聽之、是唯一の特例なり、訓  
 となす、へきにあらす、下の數例以て見るへし

姓氏錄曰、山城國諸蕃秦忌寸、大秦公宿禰同祖、秦始皇之後也、物智王弓  
 月王、譽田天皇應神天皇十四年來朝、上表、更歸國率百二十七縣百姓歸  
 化、并獻金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉之、賜大和朝津間腋上地居之、○同  
 書曰、仁德天皇御世、以百廿七縣秦氏、分置諸郡、即使養蠶織絹貢之、○同  
 書曰、河内國諸蕃、漢、茨田勝、吳國王孫皓之後、富加牟根君之後也、仁德天

皇御代賜居地於茨田邑、因爲茨田勝、雄略天皇紀曰、七年、田狹臣子弟君、  
 與海部直赤尾、將百濟所獻手末才伎、在大島、天皇問弟君不在、遺日鷹吉  
 士、堅磐、固安錢、使共復命、遂安置於倭國吾礪廣津邑、而病死者衆、由是、天  
 皇詔大伴大連室屋、命東漢直掾、以新漢陶部高貴、畫鞍部堅貴部、因斯羅  
 我錦部定安那、譯語卯安那等、遷居于上桃原、眞神原、三所、○欽明天皇紀  
 曰、元年八月、召集秦人、漢人等、諸蕃投化者、安置國郡、編貫戶籍、○同紀曰、  
 元年月二百濟人已知部投化、置倭國添上郡山村、今山村已知部之先也、  
 是等皆指定の地に居りて濫りに移らざるなり、此外其證多けれども  
 煩しく舉げず、

而して、其地はそへて寛國として、未開墾の届かざる、戸口の少き地に於て  
 する例なり、其頃東國地方は、土地開けそ、空閑の地多かりし故に、歸化人  
 をは重に東國に置けり、



天智帝の四年に、百濟の歸化男女を近江の神前郡に、五年には同國人を東國に移したるなどを始として、近江、美濃、上野、下野、遠江、駿河、甲斐、武藏、上總、下總、常陸、陸奥等の諸國に分配することなり、是等當時に在りては、孰も空閑の地なりし也、且後世までも、武藏に高麗郡あり、陸奥に新羅郷ありて、其名の遺れるは、歸化人居住せし故を以てなり、第五篇丸山氏の説をも参照せしへし。

戸令曰、凡化外人歸化者、所在國郡給衣糧具狀發飛驒申奏。化外人於寬國附貫安置給糧遞送使達前所。同集解曰、朱云、寬國謂田桑國也。如云郡也。元明天皇紀曰、靈龜元年秋七月丙午、尾張國人外從八位上席田君瀧近、及新羅人七十四家、貫于美濃、始建席田郡焉。

又特別の事情、即其國の學術技藝を日本人に傳習せしめん爲か、又は彼等か本國の風儀習慣を改めなとせん爲に必用あるもの、又は歸化人中

にて争亂などを惹き起さん虞あるもの等は、特に畿内近傍の内にて、閑地を撰み之を配置す。

戸令集解曰、古記云、問、若有才伎者、奏問聽勅。又上旬具狀上飛驒、若爲分別、答上飛驒時、不知有才伎、後始顯才伎者、重奏聞耳。

雄略帝の朝に、歸化せし新漢の陶部、鞍部、畫部、錦部、譯語等の人を、大和河内に置き、高麗歸化の革工、秦氏族なる絹布製造の工人、又南淵請安などいふ學者職工輩の、大和に居りし、是なり、新羅の使人か來朝中、本國か日本に背きて任那を亾ほしたれば、畏れて歸國せず、遂に歸化せしをば、攝津國三島郡に置きしか如き是なり、京畿近傍に置くは、いづれも特別の事情あるものなり。

居住所既に定まりぬれば、東國近畿に拘はらず、寬國狹郷に關せず、必一部落をなさしめて、各地に散在せしむることを許さす。時に故ありて、散



在屯集することあれば命して之を湊集せしむるを法とす。

續紀曰、寶龜三年、坂上大忌寸刈田麻呂等言、以檜前忌寸、任大和國高市郡司元由者、先祖阿智使主、輕島豐明宮馭宇、率十七縣人夫歸化、詔賜高市郡檜前村而居焉、凡高市郡內者、檜前忌寸及十七縣人夫滿地而居、他姓者十而一二焉、これ其一例なれと、前に擧げたる諸證中の族類も、亦皆此の如く、一村一部を集まり住めることは、史籍と地志とに參して其證多けれと、あまり事繁くては、却て讀者を厭かしめんことを恐るれば、今は此に省けり、

其一旦各地に散在せしものをも、鳩集せしとの證は、姓氏錄、山城國諸蕃曰、秦忌寸、太秦公宿禰同祖、此間の文また下に引く故に畧そ、大泊瀬稚武天皇謚、雄略御世、秦稱普洞王時、秦氏總被劫畧、今見在者十不存一、請遣勅使、檢括招集、天皇遣使小子部雷、率大隅阿多隼人等、搜括鳩集、得

秦氏九十二部、一萬八千六百七十人、遂賜於酒、爰率秦氏、養蠶織絹、盛饑詣闕貢進、如丘如山積、畜朝廷、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰、禹都萬佐、秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事、別爲數腹、と以て見るへし、唯一部落を多して、散在することを得ざるのみならず、又縦に各所に往來旅行することをも許されず。

公式令曰、蕃人歸化者、置館供給、不得任來往とある、以て見るへし、既に居住地を割宛らるれば、又口分田をも割渡を、其田は乘田とて、從來の公民に割渡したる、公分田の剩餘を以て給す、又種子農具の價をも給し、收穫の取るゝまては、官米をも賜はるゝことあり、抑口分田とは、六年毎に班田といふ事ありて、生れて六歳なる者には、男一人毎に田二段、女は一段百二十歩を給す、死すれば官に還る、此收穫、男は稻百束、女は十六束六把と定めて、其内より租を收む、慶雲年中の收税法によれば、一段



につき、稻一束五把つゝ納むるなり、此は一般公民の制なれど、歸化人には一人前一段百八十歩程つゝ、即公民の女一人分強つゝを給すすへて内地人と同しからず。

但し歸化の初年には、租税并歳役とて、正丁は一年に十日、次丁は五日つゝの夫役をも免除さるゝなり。特別の事情あるものは、祿とて米布帛の類を給與することもあり、又時としては歸化の後十年間、調税を免せられし時もあり、租税は取りて歳役はかり免せしこともありき。

乗田を割渡せしといふは、類聚國史、淳和帝の天長元年三月、授新羅人一百六十五人、乗田廿四町八段爲口分、田賜種子并農調度價、五月新羅人五十四人、安置陸奥國、依法給復兼以乗田充口分とあり。

また日本紀、天武九年十年とあるの非なり、八月、詔三韓諸人曰、先日復十年調税既訖、且加以歸化初年俱來之子孫、並課役悉免焉、また十三年

(十四年とあるの非なり) 化來高麗人等、賜祿各有差、また持統元年以授化高麗五十六人、居于常陸國、賜田、受真使安生業など多くあり。

其開墾地、一般公民に於て、必官に申して開墾の許を受け、然る後年期を定めて申請ひ、期限満つれば官に納むる制なりしか、後に養老年中に、荒地を開拓せしもの、私有として永年所有し、且賣買讓與の自由を許されたり、然れども歸化人に、此自由なく、所有權なし、此を以て歸化人に、何時として地を移さるゝ事あり、但し移さるゝ時に、官より多少の手當り賜はるなり、

とにかくも、歸化人なりとて、初數代の間、すへて内地公民と同一なること能はず、しかれども特旨によりて、時に之を得ることもあれど、るゝ自異例なりとす、

清和天皇紀曰、元慶元年六月戊寅、先是、貞觀十三年八月十三日、太政官



處分、令唐人崔勝寄住右京五條一坊庶人伴中庸宅地三十二分之八至是崔勝言歸化之後、二十八年於茲矣、未有立錐之地、曾無處身之便、平生之日、無復所愁、身亡之後、妻孥何賴、請永給此宅、以爲私居、詔賜之、歸化已來、既に二十八年、久しからせとせず、然れとも其所有にあらすして寄住たるに過ぎさりしは、是歸化初數代人か普通の例なりとす、其之を給して私居となし、は特例のみ。

すへて當時歸化人の待遇は居留地の外國人の有様にて、數代經さる間は制限の嚴なりしもの也、何となれば、歸化人なりとて、其表は王化を慕ふといふにあれとも、實は日本の土地に遺利多きと、本國のおもはしからぬとより來りしもの故、多くは我爲の利のみ謀ることを主とするなるへし、故に初代の内はかゝる制限もありしありされと、寛にそへき所は、寛にて祿を給ひ、租税をゆるし、中々に恩惠を施したる故に、數代の後

に歸化人の子孫にも、忠義なる人の出來したるもの也。

扶桑畧記に、天智四年百濟男女二千餘人、移于東國、不論緇素皆賜官食と是なり、此に百濟男女とのみあれと、既又歸化せし百濟人の事なり

新に歸化せしものにはあらず、第四増田氏の説をも見よ

以上考證述論する所を把て、之を約せば、歸化人たりとも、其初數代の間は、居住地を撰ぶこと能はず、縦に内地旅行をなすことを得ず、同等の口分田を受くることを得ず、私墾田又は土地をも所有するの權利を得ず、拘束掣制其自由を得られず、然れとも其歸化するもの世々絶ゆることなく、歸化人の姓をたまひしものみにて、凡七百十氏、其部族人員にいたりては、更に幾萬千人ならむ、知る可らそといへども、共に皇煦の下に、鼓腹して、同じく臣職を奉し、曾て非望あることなきのみならず、匪躬盡忠、國威いよく張り、國力日に強くして、以て後世にいたれり。



夫古今時を同じくせず、交際の國また異なりといへども、今を以て古を稽ふる時は、眞に天淵の差あることを發見すへし、古は蕃客航來の虞ある邊要國司の官人は、特に命じて帶仗せしめ、古は文官はそへて兵器を帶ふることを得ず、唯特別の故あるものにと許す、兵を帶ふるを帶仗といふ、以て國威を張り、且以て自護らしむ、而して今は開港場の地、警吏といへとも兵を帶ふることを禁せられ、古は彼我人民の争訟は、我邦の法律を以て處斷せしめられしもの、今は却て治外法權となる、古は歸化人たにも許されざる、内地旅行の自由、土地所有の權利、今は未歸化の外人にも之を開放して、其自由に任せんとす、嗚呼、何其差異の甚しきや、夫古の制是にして、今の制非なるか、抑今の事得にして、古の事失なるか、將時勢の變遷は、古の事も是、今の事も亦是なるか、是非得失の論に至りては、余其如何を言ふことを得ず、判することを得ず、判せず言はざるも

世の識者は之を比較商量せは、必黙契して點頭せらるゝならん、其之を冷笑して、迂となし、拘と多さんものは、本を外にし、末を内にする人、流に循ふて源を委ねざる人、耳を貴ひて目を卑しむ人、我を念れて他に趨く人、近きを視て、遠きを知らざる人、凡世の精神的畸形なる人ならむ、終りに又一絶を得たり、併記す、

掌故温尋新可知。先王謨典耐三思。諸公休學邯鄲步。回首隨邊有我師。



第七 外國人任用の例

増田 于信

我朝にては、制度法律、古來多くこれを支那及び諸外國に採用したれど、明治の憲法第九條に、日本臣民は、法律命令の定むる所の資格に應じ、均く文武官に任せられ、及其の他の公務に就くことを得とある如く、文武官人は凡て内國人を以て之に任じ、外國人を以て其まゝ、政務官に任用したることとは、曾てこれあらず、されど其既に歸化して我國籍に編入したるものは、之を任用したる例まゝなり、然れとも大抵三世以下にして、其一世にて任官したるは、古今唯一人あるのみ、是實に特例なり、其は光仁天皇の朝に清村宿禰晋卿玄蕃頭に任じ、後に大學頭及び安房守になりたる是なり、

按に續日本紀光仁天皇紀に、寶龜九年十二月庚寅、玄蕃頭從五位上袁晋卿贈姓清村宿禰晋卿唐人也、天平七年隨我朝使歸化、時年十八九、學得文



選爾雅音、爲大學音博士、於後大學頭安房守、とあり職員令に、玄蕃寮頭一人、掌佛寺、僧尼名籍、及在京夷狄、監當館舍事とあり又按に、續日本紀歷帝に天平寶字七年八月甲午、新羅人中衛少初位下新良木舍姓前曆等六人、賜姓清住造とあり、此前曆は、新羅人とあれば、歸化一世にて中衛に補したるものによ、果して然らんには、前の普卿の例に加ふべきものたり、さて中衛府は、聖武天皇の時に始めてこれを置き、大内の警衛を掌る、平城天皇の時に始めて右近衛とせり、

一世歸化人の任官は、歴史上唯右の一人を載せたるのみにて、他に見る所なし、されども權官には一世を任する例あり、清海宿禰惟岳の美作權様に任し、嵩山忌寸道光の大炊權大屬に任するの類、尠からず、

按に續日本紀光仁天に、寶龜十一年十二月甲午、唐人從五位下沈惟岳賜姓清海宿禰、編附左京、同書桓武天に、延曆八年三月辛酉、從五位下清

海宿禰爲美作權椽とあり惟岳は寶字年中に唐の押水手官となりて我朝に來りしに、本國史朝義の亂に遭遇して、終に我朝に留りたるなり、又類聚國史に、延曆十七年六月戊戌、敕唐人外從五位下嵩山忌寸道光、大炊權大屬正六位上清川忌寸是曆、鼓吹權大令史正六位上清根忌寸松山、官奴權令史正六位上榮山忌寸諸依、造兵權大令史正六位上榮山忌寸千島等、遠辭本蕃、歸投國家、雖預品秩家猶□乏、宜特優恤、隨便賜稻となり、是は前十四年に官に任じたるものにて、日本紀畧に、延曆十四年七月辛巳、唐人等五人授官、以優遠蕃人也、とあるものなり、蓋是等の任官は全く優恤に出たるものにて、實務には就かざりけん、日本後紀桓武天に、延曆十八年正月甲戌、唐人大學權大屬正六位上李法琬、大炊權大屬正六位上清川忌寸斯磨、造兵權大令史正六位上榮山忌寸千島、官奴令史類史權令正六位上榮山忌寸諸依、鼓吹權大令史正六位上



清根忌寸松山等、給月俸、愍其羈旅也、とありて此時より始めて其羈旅を愍て月俸を給せしにて證すへし、

外 交  
さて天智天皇紀に、十年正月、是月以大錦下授佐平、餘自信沙宅紹明、法官大輔以二小錦下授鬼集斯、學職云々とあるは、餘自信紹明の二人は曾て法官大輔に任し鬼室集斯は學職頭に任したるものにや、此注撰者の記載か、はた後人の書入かを穿鑿したる上にあらされは輒くこれを斷定そへからすといへとも、假に此朝に任官したるものと見做して考ふるに、右の三人は百濟亡國の臣よて、我朝に投歸せしものなれども、百濟は神功皇后征服以來、天智天皇の朝よて、我國に内屬したりしものなれば、外國人とは自異にて、前例には混し難し、

按に法官大輔は、大寶令に所定の式部大輔にて、學職頭は即大學頭なり、

右擧ぐる所、暫く官の正權を論せすても、一世歸化人は、其叙任凡て奏任に留りて、勅任に叙したるは未曾て一人もなし、

按に選叙令に、凡任官大納言以上、左右大辨、八省卿、五衛府督、彈正尹、大宰帥、勅任、餘官奏任、主政主帳及家令等判任、とあり、

三世以下に至りては、任用其例多く、はた勅任にも昇叙す、其例一二を擧ぐれば、應神天皇の朝に、秦始皇五世弓月王歸化して、雄略天皇の朝に、其孫秦公酒大藏長官となり、

按に姓氏錄に、奉忌寸、太秦公宿禰同祖、物智王、月弓王、應神天皇十四年來朝、上表更歸國、率百廿七縣伯姓歸化、并獻金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉之、賜大和朝津間腋上地居之焉、男眞德王、次普洞王、仁德天皇御世、賜姓曰波陀、今秦字之訓也、次雲師王、次武良王、普洞王、男秦公酒、雄略天皇御世、備普洞王時、秦氏惣被却畧、今見在者十不存一、請遣勅使、檢括招



集、天皇遣使、圭小子部雷率、大隅阿多隼人等、披括鳩集、得秦氏九十二部、一萬八千六百七十人、遂賜於酒、爰率秦氏、養蠶織絹、盛饗詣闕貢進、如岳如山、積蓄朝廷、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰、禹都萬佐、是盈積有利益之義、役諸秦氏、構八丈藏於宮側、納其貢物、故名其地曰、長谷朝倉宮、是時始置大藏官員、以酒爲長官、とあり、大藏長官は、大寶令に所定の、大藏卿なり、職員令に、大藏省、卿一人、掌出納諸國調、及錢、金銀、珠玉、銅鐵、骨角齒、羽毛、漆、帳幕、權衡、度量、賣買、沽價、諸方貢、猷雜物事とあり、

同朝に、百濟辰孫王の子太阿郎王歸化して、欽明天皇の朝に、其曾孫王辰爾、船長となり

按に日本書紀欽明天皇紀に、十四年七月辛酉朔甲子、蘇我大臣稻目宿禰奉勅遣王辰爾、數錄船賦、即以王辰爾爲船長、因賜姓爲船史、今船連之先也、續日本書紀桓武天皇紀に、延曆九年左中弁百濟王行貞、圖書頭津連眞道等上

表眞道等本系、出自百濟國貴須王、應神天皇以辰孫王長子太阿郎王爲近侍、太阿郎王子亥陽君、君子午定生三子、長子味沙、仲子辰爾、子麻呂、從此而別、始爲三姓、各因所職以命氏焉、とあり、船長は大寶令に所定の主船正にて、職員令に、主船司、正一人、掌公私舟楫及舟具事とあり、

舒明天皇の朝、百濟義慈王の子禪廣歸化して、其子初虞、元正天皇の朝に攝津亮となり、其子敬福、孝謙天皇の朝に刑部卿となり、

按に、大日本史百濟傳に、百濟敬福、百濟義慈王之玄孫也、舒明朝、義慈遣其子豐璋禪廣入侍、後義慈與唐人戰、軍敗降唐、禪廣遂留而不去、持統朝、賜號百濟王、及卒、贈正廣參禪、廣長子昌成先卒、天武朝、贈小紫、次子郎虞、元正朝、授從四位下爲攝津亮、敬福其少子也、天平神護元年爲刑部卿、神德帝幸紀伊、爲後騎兵將軍、二年薨、年六十九、續日本紀とあり、職員令に刑部省、卿一人、掌鞠獄、定刑名、決疑讞、良賤名籍、囚禁債負事とあり、

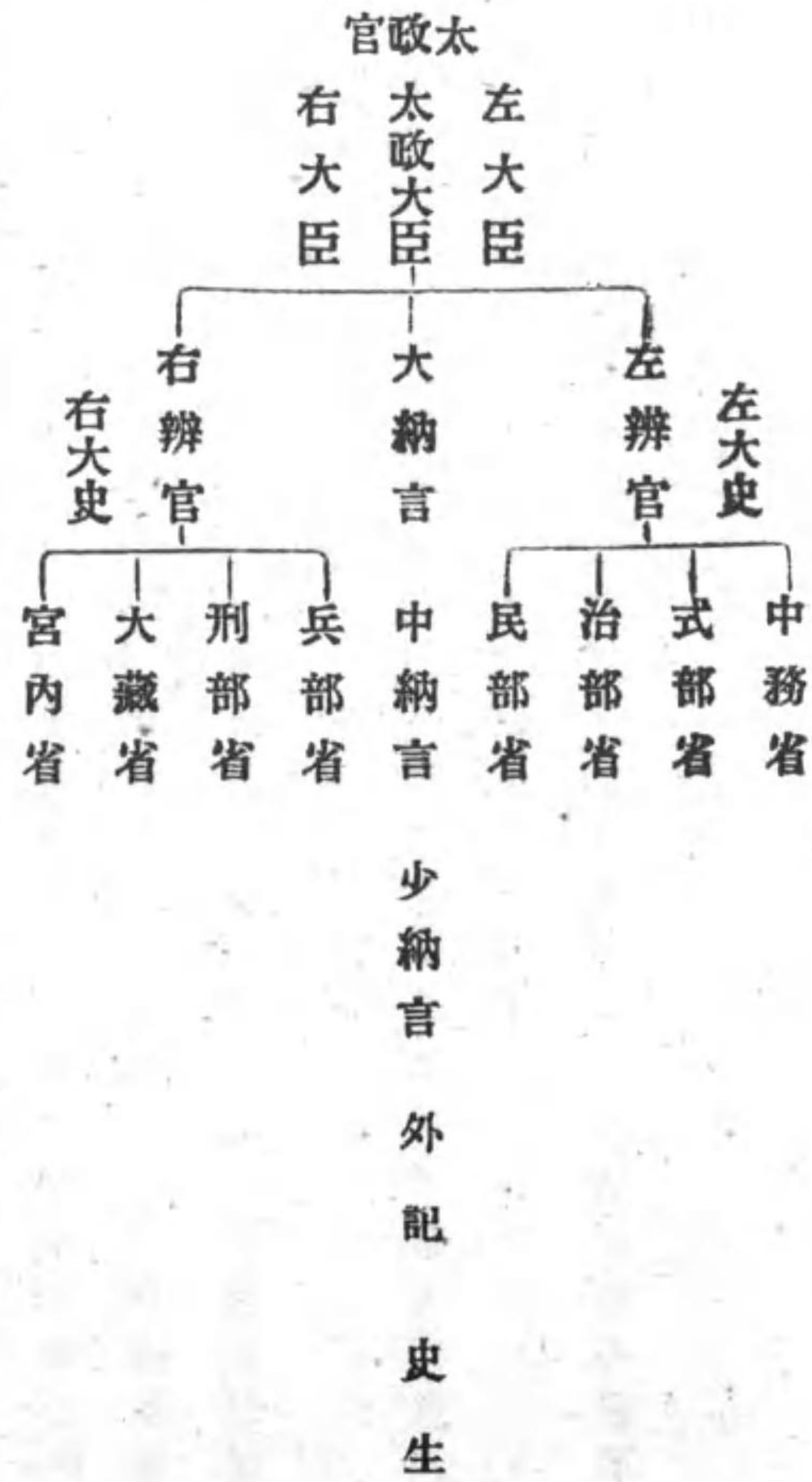


天智天皇の朝、高麗人福徳歸化して、光仁天皇の朝に、其孫高倉福信彈正尹とあるの類なり、

按に大日本史高倉福信に、高倉福信、武藏高麗郡人、本姓背奈、其先出自高麗、祖福聽、及唐將李勣攘平壤、避難來歸、居武藏、福信幼有膂力、中天應元年遷、彈正尹、延暦四年乞骸骨、優詔從之、賜御杖及衾、以散位就第、八年薨年八十一、本紀とあり、職員令に、彈正臺尹一人、掌肅清風俗、彈奏内外非違事とあり

其餘奏任以下は今更に言はず、さて三世以下は右の如く勅任にまて任用したれど、内閣員には未曾て之を任用せず、

按に大寶令の内閣は、太政官これを組織して、八省の卿は辨官に分屬す、今略圖を左に示す、



而して歸化人の子孫、即蕃別の族類を以て、始て内閣員即太政官に任用したるは、桓武天皇の朝に、和朝臣家磨を以て、中納言に任したるを創例となす、此家磨は百濟王の後胤にて、歸化してより蓋十數世を経たるも



のなり、

按に日本後紀桓武天皇紀に、延暦廿三年四月辛未、中納言從三位和朝臣家麿、贈從二位大納言家麿贈正一位高野朝臣弟嗣之孫也、其先百濟國人也、爲人木訥無才學、以帝外戚特被擢進、番人入相府自此始焉、可謂人位有餘天爵不足、其雖居貴職、逢故人者不嫌其賤、握手相語、見者感焉、時年七十一とありて、大日本史氏族志に、和氏朝臣姓、貫于左京、出自都慕十八世孫餘隆、姓氏欽餘隆桓武帝時、左京人從五位下和史國守等三十餘人、賜朝臣、初桓武皇太后和氏、贈正一位乙繼之女、寶龜中特賜姓高野朝臣、本紀曰乙繼孫和朝臣家麿、延暦中以外戚故、俄擢至中納言、番人入相府是爲始、後日本紀と見あり、中納言は令外官なれど、大納言と其職掌を同くする前に圖するが如し

かく歸化人の一族は、其子孫後裔に至りても、これを内閣に入れざるは

古來の法制なり、而してこの家麿は、全く外威の所縁を以て、其末席に列りたるにて、是實に特例たり、さて又蕃別のものにて國司に任ずるものは、四度使に差さるる、中世の法制たり、

按に延喜民部式に、凡諸蕃人任國司者、不得差四度使とあり、四度使は大日本史食貨志に、所司各依式解申、謂之公文、其諸國上計者、曰大帳、曰正稅帳、曰調帳、曰朝集帳、謂之四度公文、中四度公文、差使進太政官、稱之四度使、となり、大帳は來年の豫算帳、正稅帳は一年の決算帳、調帳は租を記したる帳簿、朝集帳は官人の黜陟等を記したる帳簿にて、其使は毎年國司これを務む、

以上列舉したる例を約言すれば、第一外國人は直にこれを任用せず、歸化して後始めてこれを任用す、第二歸化人はこれを任用すれども、其一世は正官に任せずして、權官に補す、但特例ありされども、勅任官以上には



これを任用せず、第三歸化人三世以下は勅任官に任用すれども、これを内閣に入れず、されども世數隔遠なるものは特例あり、第四歸化人にして、國司即地方官に任するものは、四度使に差すを得ず、さて此他尙技術官の任用、及叙位授爵の例とも挙げまほしけれと、今こゝに贅せず、

第八 外交官の職制并に遣外國大使

小中村義象

謹て史を按するに、紀元五百年代崇神天皇の御時、三韓の一なる任那の國王上奏して申さく、臣が國東北に三の巴汝の地あり、方三百里にして土地人民また富饒なり、然るに新羅國と相争ひて兵戈常にやまず、民生を聊せず、願くは貴國の威を假りて此の地を治めしめむ、幸に將軍を送りたまへと、天皇即ち群卿に勅して遣はすへき人を奏せしむ、卿等皆申さく、彦國ヒコクニフクノミコト命の孫、鹽垂津彦シホタヅツヒコよけむ、彼は其長五尺にあまりて力衆人に過れ、性亦勇悍なりと、天皇大に悦ひたまひ即ち鹽垂津彦をして遣はさしむ、鹽垂津彦を奉して任に赴きぬ、これ我國外交官の書に見えたる始めなり、(鹽垂津彦は孝昭天皇六世の孫にして父の名は傳はらす) 録 姓氏 此は後世の鎮守將軍といふに當れるものにして、古くはミコトモチマ



たはイクサノキミなどいへりしなりかくて其威令の能く及ひたる  
ことは安羅人者以日本府爲父唯從其意と彼國人のいへりしよとある  
にても知るべし日本紀

按するに任那とは加羅安羅斯二岐多羅卒麻古嵯子他散半下乞喰稔  
禮等の聯邦の惣稱にして舊くは大加羅國といひしを後我か崇神  
天皇の御名御間城入彦五十瓊殖命と申上るミマキの二語を取りて  
ミマナと改めしなりろは日本紀垂仁天皇の卷に意富加羅國王之子  
名都怒我阿羅斯等來朝逮三年天皇問曰欲歸汝國耶對啓甚望也天皇  
詔曰汝不迷道必速詣之遇先皇而仕歟是以改汝本國名追負御間城天  
皇御名便爲汝國名云々故號其國謂彌靡那國其是之緣也とあるにて  
明なり都怒我阿羅斯等は崇神天皇を慕ひ奉りて來貢せしを途中新  
羅人に遮られて天皇崩後に漸く來りし人なりこは本題に關係なき

事なから國威の遠きに及ひたりし一證にもならましとて因に記せ  
り

爾來三百年餘を経て神功皇后三韓征伐の後は彼國に内官家を置きて  
以てろの事務を掌らしめしるこの官家に長たるものを宰或は執事  
又は大臣卿及ひ行軍元帥など記してミコトモチイクサノキミなど  
訓せり字訓は異なれともいつれも同じ但しこは素より屬國として  
治められしことなれば純然たる外交官とはいひかたし(ミヤケとば御  
宅といふことにて天子の御料地といはむか如し内とは屬國たるによ  
りてもとは外國なりしかども内國同様に天子の御料地となさるゝの  
意なり)

一千三百年代孝徳天皇大化改新以後制度やうやく整ひ文武天皇大寶  
の初め隋唐の制に擬して官制を組織し玄蕃寮といふを置きて治部省



に隸せしめ、以て外交及び僧尼の事を掌らしむ、其制左の如し、

玄蕃寮

玄蕃頭

一人(從五位上)

外

治部卿の命を受けて、佛寺の刑政蕃客の辭見、謙饗、送迎、及び在京の夷狄、館舎を監當することを掌る、

助

一人(正六位下職原抄)

大允

一人(正七位下)

少允

一人(從七位上)

大屬

一人(從八位上)

少屬

一人(從八位下)

(寮掌、貞觀六年十一月置一員)

史生

四人

交

使部 二十八

直丁 二人

大寶令

按するに、凡そ諸外國人の入朝するとき、入城より始めて辭別に終るまで、謙饗送迎の事は惣て皆至り知るなり、但し、ろのいはゆる送迎は、京内の事にして、畿外には出さることなり、在京の夷狄とは久しく滞在せる外國人の事をいふ、館舎は京及び難波津に在り、京なるは鴻臚館といふ、桓武天皇延暦遷都の時にもこの館を大宮の東西に置かれしを嵯峨天皇の時東鴻臚を以て東寺として、弘法大師に賜ひ、西鴻臚を以て西寺として、守敏僧都に賜はる、其後は七條朱雀の東西に鴻臚館を置かれて、蕃客を其中に居らしめしなり、さて鴻臚とは外國人の聲を傳ふる義なりといへり、合義解、河海抄

これ唐の鴻臚寺の制を斟酌して成れるものにて、爾來外交の事は惣て玄蕃頭の掌り知ることゝはなれり、



遣外國大使の事は、古く彼の任那なる日本府のミコトモチもあれど、それは屬國の政務を掌れるにとまりて、外國大使とはいふへからざるに似たり、これあるは、千二百六十七年、推古天皇十五年、小野臣妹子オノノミコトを隋國へ遣はされたるを以て濫陽とす、但しこれも厩戸皇太子の意より起れるものにて、専ら佛典儒籍を求めむ爲なれば、後世の大使とは聊異なり、爾來屢々大使を派遣して彼の制度風俗を訪ひ、以て治道の資とせしとは、文武天皇以下の國史に見えて、外國に對する國權の弛張といへる所に其二三を引出てたるか如し、そもく外國に大使を派遣して、彼我の情を通ずるは國法の尤重する所なれども、運輸の不便航海の未熟等種々なる原因は、遂に宇多天皇寛平七年に及ひて停止せらるゝに至れり、されは推古天皇以來、其間凡そ三百年に充たさる事にして、彼土にては隋の煬帝に始まり、唐の昭宗に終りたれば、古代外國派遣大使といへ

は、遣隋大使、遣唐大使の二ありしのみなり、但し遣隋大使と稱したる事は見えす、遣唐使と稱したるは、孝徳天皇の時吉士長丹キシナガニを大使となしたるに始まる、又大使の上に遣唐執節使、遣大唐押使といふを置かれしともあり、遣渤海使といふもあれど、渤海とは古く我屬國たりし三韓の一なる高麗の變りたるものなれば、素より對等の權ありしにあらず、今遣唐使に關する制度の一端を叙せむに、凡そ使を定めむ時には、詔して其任に堪ふべき人を求め、大使、副使、判官、主典を定め、譯官及ひ雜色とて數多の從者をも添へらるゝとなり、さて大臣御前に於て詔旨を宣言し、侍從をして節刀を賜ふ、其儀は紫宸殿にて行はる、或日早旦に中務省豫め、版位二枚を殿前の東西に置く、版とは行留の標なり、東なるを大使とし、西なるを副使とす、近衛閤門を開けは、中務の輔一人參入して、少納言の版を置く、大臣殿上侍りて、舍人を喚せは、舍人稱唯し、少納言代て參



入して版に就く、大臣宣して遣唐大使副使姓名等を召す、少納言稱唯退出して之を喚す、大使副使共に稱唯し參入して版に就く、大臣宣して、云スメラ天皇我大命ガオホノミコト止ト遣唐國ツカハスカラクニヘツカヒヒトニノリダマフオホミコトヲホロクキコシメセトノリダマフ使人爾詔大命イマノリダマフ乎衆聞食止詔布ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノニハアラズモトヨリ大使共に稱唯す、今詔イマノリダマフ波ツカハスカラクニヘツカヒヒトニノリダマフ某々等二人乎遣唐國ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ者今始ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ氏ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ使次止遣物ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ覺悟ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ此意ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ一ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ臣ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ使其國爾遣之其國與利進渡ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ祁里依ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ此ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ氏ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ使次止遣物ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ覺悟ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ此意ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ一ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ臣ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ其人等乃和美安美應ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ爲久相言部ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ驚ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ呂ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ之ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ事ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ行ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ世ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ會ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ亦所遣使人判官已下ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ有犯死罪已下者順罪ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ氏ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ行ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ止ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ之ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ節刀給久止詔大命乎聞食止宣布ツカハスカラクニヘハイマハシメテツカハスモノノツカハスモノゾヤトリコノコ、ロチテ即ち侍從一人をして、節刀持たしめて大使に授けしむ、又御衣を賜ふ、大使受けて拜舞して退出せ、これ節刀を賜はる儀なり、稱唯とはチーといひて返事をさること、拜舞は再拜舞踏するとなり、

飯朝の後は、直に節刀を奉進す、其式殿前の敷設等の事は惣て賜はる時と同じ、大臣宣して大使副使等を喚せは、少納言之を率て參入す、大使節

刀を擎けて版に就けは、少納言は退出す、大使申す詞に云く、

大唐國爾遣志使姓名等奏久賜志節刀進留止奏須、タテマツル

大臣に敕して進らしむ、大使稱唯し、昇りて殿上の席上に置いて退出す、少

納言即ち節刀を賜はりて、所司に納めしむ、續日本紀

其俸祿の制等は詳かならされども、萬死を犯して絶域に使命を奉ずる

ことなれば、其優遇も重く、大使副使は勿論、水手雑色に至るまで、ろれく

位を賜はり、又諸國の國司、長官判官主典を兼任せしめて、其給料を賜は

り、或は賦役を免し、種々の物を與へ、さては大使の母には位を叙する制

などもありき、

當時未だ航海の術開けず、素より一時に數里を走れる長船とて、いなく

頼む所は天にまを神と、空吹く風との外なければ、一たひ難波津を抜錨

するときは、殆ど戦場に赴くか如く、惡疫流行の地に行くか如き感あり



しなり、されは朝廷にても遣唐使を定めらるゝと同時に、造船使を置き  
て、使人の乗るへき船を造らしむ、其數は四艘にして、各々名を命す、又位  
を賜はることもあり、按ずるに船に名を命するとは、太古以來あること  
なるも、位を賜ふとは、この時代より始まるか如し、開船の時には神祇官よ  
り、使を遣はして住吉の大神に幣帛を捧げて祭典を行ふ、其詞に云く、  
皇御孫尊乃御命以氏住吉爾辭竟奉賀皇神等乃前爾申賜久大唐爾使  
遣牟止爲爾依船居無氏播磨國與理船乘止爲氏使者遣止所念行間  
爾皇神命以氏船居波吾作牟止教悟給比夷教悟給比那船居作給波禮  
悅已備嘉志美禮代乃幣帛乎官位姓名爾令捧資進奉久止申  
又伊勢大神宮及ひ畿内の神祇へ幣帛を奉られて、其無事を祈願し、及ひ  
度者を使に給ひて其身に代りて精進し冥助を祈りしこともあり、  
紀類聚三代格延喜式

今その大使の送別、及ひ留別等の歌を引きいて、當時の状況を追想せ  
しめむとす、讀者能く之を玩味せは、或は袂を絞り、或は齒を噛みて肌寒き  
心地すへし、

天平五年癸酉春閏三月、笠朝臣金村遣唐大使、多治比真人廣成に贈る

歌

玉襪タマダスキかけぬ時なく、いきのをに吾か思ふ君は、うつせみのみことかしこ  
み、夕タタされは鶴か妻よふ、難波瀉みつの埼より、大船に眞梶マカヂしぬき、白な  
みの高き荒海を、島つたひい別れ行かは、留まれる我は幣ヘイとり齊イハひつゝ  
君を待たむはや歸りませ、

一首の大意は、心にかけて始終慕ひまゐらざる君か、大君の命を奉し  
て、難波のみつの埼より船出して、荒き波を犯して唐土へ行き給ふに  
つきては、留りて居る自分は、無事に早く歸り來らすべく、幣帛を神に



さゝけて祈り申さんとなり、玉襟、うつせみは枕詞、夕されは云々の句は、  
難波瀉の海邊の形容、い別れの、いは發語なり、

反歌

玉きはる命イナチにむかひ戀んゆは、君かみふねの梶カキからにもか、

別れては命にかけて戀ひ申さんよりは、いつそ君か乗り給ふ船の梶  
にでもなりて、御供かしたきとなり、

玉きはるは枕詞、ゆはより、がは願望の意也、

また

わたつみのいつれの神を齋はばか、行くさも來さも船のはやけむ、

いつれの神を祈り奉らは、君か船の行も來も早きこととてあらうか、さ  
ろくお名殘をしきことよと也。

同難波を發して海に入る時、母親かよみて贈れる歌、

秋萩を妻とお鹿こそ、一つ子二つ子持たりといへ、鹿兒カゴしものわか、獨り  
子の草枕旅にし行けは、竹珠タケタマをしゝに貫きたれ、いはひ瓶べいにゆふとりし  
て、いはひつゝ吾かおもふ吾兒アゴ眞幸マコトくありこそ、

鹿ころ一つ子二つ子持たりと聞け、わか獨り子かこたひ旅へ行けは  
自分は玉を貫垂れ、齋瓶を据ゑて、神祭りして、無事平穩にあらんとを  
祈るてあらうとなり、

竹玉を貫きたれ、齋瓶に木綿をつけて神祭りするは、此頃の風俗なり

反歌

旅人のやどりせむ野に霜ふらは、わか子はくゝめあめのたつむら、

若しも旅人の野宿せん處に、霜か降りもせは、寒からんほとに、願くは  
天の鶴ともよ、吾か子をはくゝみてくれよと也、親の子をおもへる情  
溢れていとかなし、



天平勝寶二年、藤原清河を遣唐大使とし、その發するに臨みて、春日にて神まつりありしに、光明皇后のよみたまへる御歌、

大船に眞梶し、ぬきこの吾兒を、から國へやるいはへ神たち、

かくて直に大使に與へたまひしといふ

かゝる貴き仰せことあらは、いかはかり荒きなみ風ありとも辭み得へけんや

山上憶良、好去好來の歌の反歌、

大伴のみつの松原かきはきて、われ立ちまたむはやかへりませ、

難波津にみふねはてぬと聞はこは、紐ときさけて立はしりせむ、

右二首の意はよく聞えたり、解する必要なし、

天平五年阿倍朝臣老人唐へ遣さるゝ時、母に奉りて別を悲む歌、

天雲アマグモのろきへの極みわかもへる、君にわかれむ日近くなりぬ、

この世にあらん限り念ひ奉る母君に、わかれん日近つきたりとちり

同年衛門督大伴古慈悲宿禰の家にて、饞別せし時、多沼比真人鷹主か

副使大伴胡麻呂宿禰によみて與へし歌、

から國に行きたらはして歸り來む、まそらたけをに御酒ミカたてまつる、

いと雄々しく貴き歌なり、

大使藤原清河のよめるうた、

春日野にいつくみむろの梅の花、榮はてありまてかへり來るまで、

吾か歸らん時まで、三諸山の梅の花よ、榮えて待ち居れよとなり

同難波津を發する時、孝謙天皇勅使を遣はして酒肴を賜はりて贈り

たまへる御歌、

そらみつ大和の國は水上ミツノウヘは地ツチゆくかこと、船フネ上は床トコに居ることく、大神

のいはへる國ヨ、四ヨのふね船のへならへ、平らけく早や渡り來て、かへり



こと奏さむ日に、相のまむみきず、この豊御酒は、

今汝に賜ふこの御酒は、海陸無事にして歸りてん日に、また飲まんみきずとのりたまへるなり、調いと安らかに、慈愛の御情あふれていとかしこし、

反歌

四ヨのおねはやかへりこと白がつく、わか装の裾にいはひてまたむ、

この御製にて唐に遣そ船の四艘多りしとを知るへし延暦二十二年

遣唐大使葛野麻呂に、酒賜ふとて與へられし桓武天皇の御歌、

この酒はおほにはあらそ平らかに、かへり來ませといはひつる酒、

大使以下聖恩の忝しげなきみ流涕せさるものなかりしといふ以上萬葉

集日本紀畧

又御製の詩、及び群臣に命して送別の詩を作らまめたまひしともあり

遣唐使の困難なりしこと、この二三の詠にてもしらるへし、藤原清河の生きて還らざる使となり、小野篁の西道謠を作りて罪を得たるも、必竟は船舶完からず、航海の難義なりしに因れるなり、されは寛平六年、菅原道真朝臣、諸の公卿をして、遣唐使の進止を議定せしめんと、の狀を奏して、遣唐使の事たる激浪を犯して、命に堪へざるもの、海賊に遇ひて、身を亡ナせもの、み多くして、遂に唐に至ることを得ず、常に難阻飢寒の悲のみある事等を述べ、また僧中権の言を引きて、唐の凋弊せる所以を論し、國家の爲に遣唐使の不利を説かれしかは、遂に詔して翌年に至り、之を止められたり、菅家交草

爾來、宋元明を経ては、國命を奉して使に赴くこととてはなく、遂に武家執政の世とるり、凡て一千年に近き間、鎖港の狀にて歲月を送りしなり、維新の初め開國の良議を嘉納せられ、冷く世界萬國と交通し、互に全權



大使を派遣して、今日に至れる制度の沿革等は、世人の能く知れる所な  
れは此には記さす、

第九 外國使節接待の禮度 萩野 由之

神功皇后胎中天皇を奉して、膺懲の典を擧げしより、三韓藩附し、推古天  
皇の朝、隋國と好を通せしより、外國修貢の使節、年々相望む、此を以て其  
接待の禮度、具に史籍に存す、

凡藩屬の國は、自藩屬の禮あり、對等の國には、自對等の禮あり、羈縻の國  
には、又自羈縻の禮あり、されは不羈獨立の國にして、藩屬國の禮を用ふ  
ることなく、藩屬の國亦對等の禮を行はるへくもあらず、

本邦中古王政の盛なりし頃、三韓は藩屬の國なれば、藩屬の禮を用ふる  
こと論なし、隋唐に至りては、互に對等獨立の國なり、其使節待遇の禮度  
如何、これ研究の要ある所なり、

武家の世となりて、足利將軍の時、明國と好を通し、時に往來ありとい  
へども、其禮度文獻徴するに足らず、徳川將軍の時、又朝鮮修信使の來



聘ありて、これは文献具に存し、殊に新井白石氏の進見儀注以下、時の日記記録見るに足るとはいへども、共に打まかせて國と國との交際ともいひ難ければ、之もいはす、若之を知らんと欲せば、其書に就て詳にするに如かず、

外國使節の接待といふとも、事繁ければ、今便宜によりて來著、迎引、朝見、

謙饗辭見、送遣の六項に分ちて記述す、

來着。凡外國使節の、入朝、大抵、期年ありて、至る、其經路は支那は概對馬を経て、筑紫大宰府に至り、海路よりすれば攝津の浪華津(大坂)に至りて京に入り、陸路、なれば、山陽道を経て京に入る、便宜朝廷の指示に従ふ、渤海、三韓等の使節は、日本海を渡りて、北陸、若くは山陰道の諸國より着岸し、それより京に入るを例とす、又時に然らざることもあり、使船初て着岸すれば、筑紫ならば太宰府、他國ならば其國の國司、使節を

延いて、其地にかねて設けある所の客館に安置し、さて驛を飛して奏狀を太政官に上る、

客館は、古語にムロツミといひて、外國使節の旅館の爲に建てたるものなり、太宰府は勿論、凡使節着岸をへき地、及上京の沿道にあたる國々には、必此設あり、今も諸國に室の津など、ムロの地名ある所は、大抵此館ありしより、名とはなれるなり、

古山城に相樂館あり、大和に阿斗桑市館あり、みな是なり、後には京の館をは鴻臚館といひ、地方なるものは皆某地の客館と稱す、いつれも意を用ひたる建築にして、瓦葺粉壁、經營常に異れり、其地には又各儲米を置きて其供給に充つ、遠人を懐け羈旅を憫れ、ひの天恩、厚しといふへし、

太政官ろの地着岸の奏狀を受けて、之を奏問し、先つ存問使の官人を任



いて之を其着岸所に遣はず。其人は文學に長し、筆翰に慣れたるものを用ふ。大抵大少内記又は大學の官人多とにて、大方大學生出身の人を遣はして以て外使の安否を存問せしむる也。

次に領客使二人、隨使一人、掌客使二人、供食二人を選任す。領客使とは入京途中の難事を指揮して、護送の職なり。此官吏は存問使に次きて發遣すへし。掌客は在京の際の雜事を掌り、史生二人之に附屬す。隨使は記録文書の職、供食は饗宴の馳走役にて、いづれも臨時に置く所の接待掛なり。

此等の官人は、外國信物運搬の駄夫の事等までを指揮して、墮滯費損の患なからしむるなり。

但これは使聘禮に合ひ國書恭敬を表するものゝ事にて、さもなき時即異例なる使節渡來の時は、着岸地に止めて、其國書の寫を上らしめ

書辭禮なけれは、太政官符を下して、使節を放還追却すへし。若或恐嚇威劫の辭など、すへて我國の國權を毀損し、國光を汚辱すへき舉動あるに於ては、使節の首は、日本刀の氷刃に斷たれ。其冊書批裂の響は、三韓八道をも震蕩して、曾て寛宥を加へざるへし。されは以上の接待掛を定め、客館供給等の事は、使聘禮あり國書恭敬なるものゝ上の事なり。

迎入。使節等の一行召されて京都に入らんとする時は、領客使の雜事を指揮するは勿論、沿道は兵士を以て警衛し、國毎に國司一人、人夫を部領して、境を過ぐるまで防援す。途中にては客と交雜せしめず。人と應接せしめず。國衙郡廳の官吏とても、官事の外面會を許さず。宿泊の所にては、蕃客をして浪に出入せしめず。又故なく滯留を許さず。

海路よりして浪華港に入る時は、裝船數十艘を以て海上に迎ふ。王子自



來る時は、國司自往き、他は郡司をして迎へしむ。使船已に近づけは、國使  
 (即吏人の迎ひに出しもの船上に立ちて、通事を喚し、宣して曰く、天皇、某  
 蕃王か某を遣はして、使事を修めしむと聞き玉ひ、仍て攝津國守敢て人  
 をして出迎はしむと、蕃使再拜兩段す、乃蕃使を引て港に入り、先此地の  
 客館に置き、尋て入京せしむ、  
 又陸路より通行せば、關所ある所は、關司は蕃人所有の物は、總て、領客使  
 と立會ひて、之を改め、具録して、治部省に申上げしむ。初めの一關檢査す  
 れは、他は檢せず、其通行する途上には、其國より己前歸化したる蕃人を  
 置き、又は之を馬夫等に使ふことを得ず、  
 さて畿内の堺に至れば、又之を此に迎へて、送神を祭却し、京城に入らん  
 とする時は、菰麻を給して、菰除せしめて、後に入らしむ。入京の前二日に  
 は、先京城の四隅に、障神祭を行ふ。

又通行の途上には、使節等其一行の左右に、其國の旗を建つることを許  
 さす。

(延喜式)凡諸蕃使人將國、信物應入京者、待領客使到、其所須馱夫者、領客  
 使委路次國郡置、獻物多少、及客隨身衣物准給迎送、仍令國別國司一人  
 部領人夫防援過境、其在路不得與客交雜、亦不得令客與人言語、所經國  
 郡官人、若無事亦不須與客相見、停宿之處、勿聽客浪出入、自餘雜物不須  
 入京者、便留當處庫、還日出與、其往還在路所須馱夫等、不得令致非理勞  
 苦、○(同書)凡蕃客往還、若有水陸二路者、領客使與國郡司相知、逐便預定  
 一路、明注所、須船馱人夫等數、及客到時日、遞牒前所、應須供客之物、令預  
 備擬、不得臨時改易、及有停壅、如有事故、必須停滯及改張者、速造前所、勿  
 致費損、○(禮樂志)若從海路、攝津國司遣迎船、其王子聘、國司自往、餘遣郡  
 司、如唐使迎船有數、將到難波、國使朝服、乘裝船、候於海上、及既近、國使立



船上喚通事、通事稱唯、國使宣曰、天皇聞某蕃王遣某修使事、攝津國守敢  
 使人出迎、蕃使再拜兩段、引蕃使還泊、○(令義解)凡蕃客初入關日、所有一  
 物以上、關司共當客官人、具錄申所司、謂關者初所經、之關若無關處者、國  
 司檢校當客官人者、領客使也、所司者治部也、入一關以後、更不須檢若無  
 關處、初經國司亦准此、○(同書)凡蕃使往還當大路、近側不得置當方、蕃人  
 及畜同色奴婢、謂假如西海道、側近不可畜新羅奴婢之類、亦不得宛傳馬  
 子及援夫等、○(延喜式)蕃客入朝迎畿内、堺祭却送神、其客徒等比至京城  
 給菰麻、令除乃入、○(同書)客等入京前二日、京城四隅爲障神祭、  
 紀元千四百三十九年、即光仁天皇の寶龜十年四月、唐の使節か來朝せ  
 し時、其一行左右建旗、亦有帶仗行官、立旗前後、これ古例に無き所にて  
 國威にも關それとはとて、領客使より禁制したれとも、彼等肯せず、因て  
 太政官の處分を請ひしに、唯帶仗を聽して、旗を建つることなからし

めよと令せられしことあり、  
 使節等京に入れば、盛装の騎兵二十騎をして、之を京城門外に迎へしめ、  
 玄蕃寮の官人亦出て、迎ふ、又特に郊勞使を遣はさるゝこともあり以  
 て鴻臚館に延き入る、  
 鴻臚館とは延遼館の如く、外國使節等を置く處なり、左右京に各一つ、  
 あり東鴻臚館は、朱雀大路の東七條坊門の南方一町、西鴻臚館は、朱雀大  
 路の西七條坊門の南方一町に在りて、東の館と相對す、  
 使節等此に留駐する間は、京職(府廳)の如しより属二人、史生二人に、書生  
 (寫字生の如きもの)四人、兵士十二人を引率せしめて、分ちて東門、南門を  
 護衛せしむ。  
 是日太政官よりは、官人を鴻臚館に遣はして慰勞せしむ、かの掌客使供  
 食使等の接待掛は、此間尤馳走周旋する所なり、



朝見までの間、日數あれば、領客使等は私に曲宴を開きて、使節を犒らひなどするもあり、されどこれは定まりたる式あるにあらず、

(延喜式)凡蕃客入朝者、進屬史生各一人、率書生二人、兵士六人、禁衛館東門(南門)按造假屋、官人已下直、但帳幕申官請用、事畢返上、右京禁衛南門准此、(本文は左京職の事なり)

朝見。使節既に京に入り、鴻臚館に着すれば、朝廷日を定めて朝見せしめ、國書及信物を受く、朝堂の敷設事しけし、其儀式の大畧は、其日式部省は使者の版位を、版位とは百官列立の位置を示さん爲に、木標を庭上に排置する者なり、大極殿前、龍尾道の南庭に設け、庭實の版位(庭實とは奉るべき外國の信物なり)を客の前に設く、近衛兵衛衛士の諸禁兵は、仗を立て警衛す、群官の五位已上、及び六位已下、左右に分入し、使者は其國の制服を服して入る、天皇親臨して勅語あり

其儀大抵元日拜賀の如く、頗盛大の儀式たり、尙謙饗の式と參見すへし、謙饗。朝見ありて、國書信物を奉ること畢へぬれば、重て内裏にめして使者に位を授け、饗を賜ひ、衣祿を給する等の事あり。

前一日、所司の官人は、非昇殿者の座を顯陽堂に、六位已下の座をは觀徳明義の二堂に、勅使及使者の座をは承觀堂に設け、舞臺を殿廷に構へ、樂人の座を其東南に設く、尋常の版位を舞臺の北四丈に置き、勅使の宣命の版位を、其南四丈の所に置き、通事承宣の版位を、其南二丈五尺、西に折れて二丈の所に置き、承傳の版位を、其南二丈に置き、大使(外國使節の)已下、録事已上の版位は、其南二丈に、首領の版位は、其南一丈に、通常の版位は、其南二丈に置く、治部省の官人は大使より東四丈の所に位し、玄蕃寮の官人は其東二丈の所に位す、敷設かくて備はる

當日天皇大極殿に出御したまへは、近衛兵衛衛士等の禁兵は、上儀とて



服装四等の内第二等の服装にて四門を警固す、やかて百官かの定め座に就き了れば、治部省玄蕃寮の官人は、使者を引て入り、其版位の所に着く、之と同時に諸仗皆興り、日月の旗已下國旗風に翻る間に、各版位に就けは、使者拜舞す、式部の輔丞各一人は、儀鸞門より入りて、治部の前に立ち、掃部寮の官人は、入りて案を宣明位の後に置く、式部の録は位記の笥を執り、入りて案上に置きて退出す、此に於て承勅者すゝみて、勅使の版位に當り、西に折れて位に就き、通事を喚ふ、通事進みて承宣の位に就くとき承勅者宣して曰く、

天皇、某國王か某等を遣して、拜朝するを嘉み、またまひて、某の位に進めたまふ、

通事承傳の位に就きて勅ありと稱すれば、使者再拜す、通事傳宣すれば、使者拜舞す、通事位に復すれば、承勅者本所に還る、式部の輔は進て大使

に叙位し、丞は進て副使已下に叙位、それは、使者拜舞す、輔丞等退出すれば、式部掃部は笥案(位記を納れたる)を撤し、朝服を使者に賜ふ、治部玄蕃の官人、使者を引て出て、本國の官服を合て、賜はりし服を服して、入て拜舞す、共食勅使位に就て宣して曰く、使者安坐せよ、通事傳宣すること儀の如し、使者拜舞す、酒部(官の名)盞を執り大使の前に至りて、跪きて授く、大使已下謝酒す、酒を賜ふを謝する義なり、酒部盞を執て尊所に還る、勅使進て承歡堂の第二階に當り、北に折れ、進て第一階に當て、北向に立つ、通事は使者を引て第四階より北に折れて進て、第二階に、首領は第三階に當りて立つ、勅使升て座に就けは、首領亦升て座に就く、治部玄蕃は東に折れて、群官の座に就く、少くありて、所司は、饌を上り、舞妓は肆に就きて樂作る、群臣座を降れば、共食勅使は第一階より降り、通事は録事已上を引て、第二階より降り、首領は第三階より降り、並に東向して立て拜舞



す、群臣も皆拜舞を、掃部寮祿の臺を設け、所司祿物を陳せ、宣制拜舞常の儀の如し、群臣座に就き、敕使通事使者を引て、庭中の位に列せしむ、群臣祿をまひ、使者又祿をたまふ、訖れば治部玄蕃は使者を引て出つ、儀始て畢る、

(延喜式)凡蕃客入朝者、待省處分、賜饗之日、點舍人十人、擬酒部、各著黄袍、(請行事所)拜朝之日、陣列威儀一同元日、(同書)凡賜宴、蕃客者、辨官吏、省錄、並就會所、檢察諸事、

辭見。使事方に畢りて、本國に歸らむとする時は、重ねて召して辭見の禮あり、國王に返書を賜ふ、慰勞詔書の式左の如し、

天皇敬問云々(これ大蕃國に賜ふ所の式なり、小蕃國には天皇問とのみあり)

年月御晝日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

其使者に、太政官の牒を賜ふ、乃賜敕書使二人、賜太政官牒使二人あり、又返信物を賜はる、其品目左の如し、

(唐)皇帝、銀大五百兩、水織繩、美濃繩各二百疋、細繩黃繩各三百疋、黃絲五百度、細屯綿一千屯、別送綵帛二百疋、疊綿二百帖、屯綿二百屯、紵布卅端、望陀布一百端、木綿一百帖、出火水精十顆、出火鐵十具、海石榴油六斗、甘葛汁六斗、金漆四斗、判官各綵帛拾疋、細布卅端、行官各綵帛五疋、細布十端、使丁并水手各綵帛三疋、細布六端、但大使副使者、臨時准量給之、(渤海)王、絹卅疋、絁卅疋、絲二百約、綿三百屯、並以白布裹束、大使絹十疋、絁廿疋、絲五十約、綿一百屯、副使絁廿疋、絲四約、綿七十屯、判官各絁十五疋



絲廿絢、綿五十屯、錄事各純十疋、綿卅屯、譯語史生及首領各純五疋、綿廿屯、

(新羅)王純廿五疋、絲一百絢、綿一百五十屯、並以白布裹束、大使純八疋、綿九十屯、副使純八疋、綿八十屯、大通事錄事各純五疋、綿卅屯、醫師船頭通事小通事大海師語生各純二疋、綿六屯、僮人海師各純一疋、綿五屯、水手各純一屯、王子入朝賜王子准王大監准大使第監純六疋、綿六十屯、大通事大唐通事小監錄事各純五疋、綿卅屯、詳文師卜師醫師渤海通事百濟通事船頭通事小通事治馬師大海使各純二疋、綿六屯、詭人海師神典及水手同前、

蕃客の賜物は、右の例なれとも、或は階品の高下あり、職事の優劣あるときは、臨時に商量加減するなり、

送遣 燕饗辭見等の事訖れば、之を送り還らしむ、發途の日既に定まれ

は、公卿、縉紳、文學の士は、鴻臚館に集まり、送餞の宴を張り、筆翰唱酬、以て同文の私交を修む、

其二三の例を擧げなは、

(菅家文章) 夏日餞渤海大使卿、各分一字探得途、菅原道具

初喜明王德不孤、奈何再別望前途、送迎每度長青眼、離會中間共白鬚、後

紀難期同硯席、故卿無復念江湖、去留相贈皆名貨、君是詞珠我淚珠、

(本朝文粹) 夏夜於鴻臚館餞北客 大江朝綱

延喜八年、天下太平、海外慕化、北客算彼星躔、朝此日域、望扶木而鳥集、涉滄溟而子來、我后憐其志、褒其勞、或降恩、或增爵、於是餞宴之禮已畢、俶裝之期忽催、夫別易會難、來遲去速、李都尉於焉心折、宋大夫以之骨驚、想彼梯山航海、凌風穴之煙嵐、廻棹揚鞭、披龜林之蒙霧、依然莫不感念、遐之誠焉、若非課詩、媒而寬愁緒、携歡伯而緩悲端、何以續寸斷之腸、休半銷



之魂者乎、于時日會鷓尾、船蟻龍頭、麥秋動搖落之情、桂月倍分隔之恨、嗟呼前途程遠、馳思於鴈山之暮雲、後會期遙、霑纓於鴻臚之曉淚、予翰苑凡、襲楊庭散木、媿對遼水之客、敢陳孟浪之詞、云爾、

(江談抄) 前途程遠馳思於雁山之暮雲、後會期遙、霑纓於鴻臚之曉淚、此句渤海之人、流淚叩曾、後經數年、問此朝人曰、江朝綱至三公位乎、答云未也、渤海人云、知日本國非用賢才之國云々、

(田氏家集) 同菅侍郎醉中脫衣賜裴大使、

島田忠臣

淺深紅翠自裁成、擬別交親贈遠情、此物呈君緣底事、他時引領暗愁生、其歸途の儀は、迎入の時に同じかるへし、

以上の禮度、我王朝盛時の定むる所にして、數百年之に仍りて行ひしものも、延長以後紀元千五百八十年代、外國交聘の事絶えぬれば、其禮も亦温知の資となるのみなりき、

さても古先聖皇の意を用ひたまふや、外國一ならず、大蕃あり小蕃あるを以て、從て其禮を裁するにも、各其等差ありといへども、唐國の大も、尙對等の禮を取りて一步を讓る所なきなど、思を致すに足るべきものあり、當時明輔、瓦爾の冀贊せし所も至れりといふへし、

抑余は更に感慨に堪ざることあり、寶龜十年四月、唐使孫興進等の來朝するや、中納言石上宅嗣、接待の禮を議して、我は小國にして、彼は大國なり、須く斟酌をへしとありしに、某といひけん、氏名は傳はらされとも、朝儀に與れる一人之を痛駭したれども、滿朝の巾幗は遂に正議を容るゝ能はそして、宅嗣の議行はれし事是なり、壬生、官務文書に、其時の駁者某か發憤の文を録せり、文字多く剝落すれとも、其要旨は明白なるへし、文に曰く

□□□生言者、昔異服章、同爲□國、今習禮教、□□□□□□□耶、理必不







夫彼堯舜以來の聖人の禮教を尊ぶか餘りに、内外の辨をも折念れて、皇朝には彼國の禮教をも取て用ふるなれば、彼に對して藩と稱するも可なりとの愚説を唱ふるを、段を逐ふて辨論したるに、是説を聞て、儒林先生は其曲説を謝したりといへるか如し、而して此儒者先生は、當時博涉經史と稱せられし、石上宅嗣なりけり、余奉勅撰朝儀といへる余は、誰人にて、朝儀は何と云書名なりしや、詳に知りかたけれど、唐客禮見の儀式を作られし者と見えたり、此時石上卿の言に、彼大此小、須用〇〇之儀とあるにて、上文に所謂儒林先生は、宅嗣を指せること知るべく、可畏其強と云るも、彼大此小とあるに参考をへく此勅を奉して撰ひつる儀式の用ひられさりし事は、續紀に伏請處分とも、准據何例と進止を請へるにて知らるゝか上に、石上卿を指して直に是大不忠不孝之言也といひ、降御座鳴乎痛哉とあるを以て、此作者の忠憤抑鬱の情を察するに足れり

さて國史に此事なきは、一は國威を辱しめしを忌み、一は大納言の勢焰を避けしもあらむ、然れども千八百八年の後に至りて、此文書は世に有りふれたる者にあらず、近年栗田先生の發見せられし所なればなり、石上宅嗣か海外一个使に阿諛して、朝廷の禮典を枉け、曲説を構へて、國體を汗しいもの、掩ふと能はず、而して此作者の忠憤の氣、抑鬱して伸ひざるもの、今日に至りて明白昭著なることを得る、亦奇ならずや、豈天神の石上宅嗣か國體を當時に汗しいを惡み、この斷簡を今世に現はし示して、其罪を暴露せしむる乎と、かの宅嗣や、史を按すれば、性朗悟有姿儀、好學博涉、經史、善屬文、工草隸、云々、自寶字以後善文者、世推宅嗣、與淡海三船並稱と、堂々たる碩學鴻儒にして、官階亦高し、嗚乎讀む所は何の書乎、内外を知らそ、本末を辨せそ、身王土に在りて而して心外蕃に馳せ、唯精神的歸化の漢人たるのみならず、本朝の禮度を降して、國體を汗辱せしめしも



の筆誅尙餘あるものといふへし、願に宅嗣讀む所のものは漢史講する所のものは漢人の經子、日夕浸染、心此に溺れて、而して國家あることを知らず、猶かの妄意、西書に枕籍するもの、日本あることを、憚れ、一意西洋に昏迷するか如きものか、戒めざるへけんや、唯願くは、宅嗣其人の如き愚者の今日以後に、再生して、外交上の禮度に於て國体を汚辱せしめ、さらむことを、餘感を併記して、以て讀者に諒く、

第十 日本人の外國に對せし氣象

落合 直文

國に細戈千足の名あり、神器に草薙の劍あり、我國人の武を尙ふられゆゑあるかな、千萬のいくさなりとも言あけせずとりて來ぬへきをのこころおもふとは、日本人の氣象をうたへるなり、今日よりはかへりみなくて大君のしこのみたてといてたつわれは、ものゝおの臣の男は大君のまけのまにくきくとおもものす、あられふる鹿島の神をいのりつゝ、皇御軍にわれは來にしを、天地の神を祈りてさつ矢ぬきつくしの嶋をさしていくわれは、こは皆萬葉集にのせたる歌なり、世人はこの歌を讀みて、いかなる感情をかおこすならむ、またいかなる感慨をか催すならむ、予は、かゝる氣象の、日本の國家を維持し、日本國の獨立安寧を支配し、來かしを知るなり、



今や外國崇拜主義大に行はれ、日本人の氣象將<sub>レ</sub>消滅に皈せんとせり苟もこの氣象をして消滅せしめんか、何を以てかこの國を維持するを得へき、また何を以てかこの國の獨立安寧を支配すへき、予は過去の事蹟に徴し、現時の實況に照し、また將來の困難を想像するに、實に寢寐も安からざるものあり、こゝに筆をとりて、この氣象を縷述せんとするも決して偶然にあらざるなり、

神功皇后紀を讀むに、皇后の新羅を討伐し玉ふや、かの王、わか舟師の盛なるを望み、おそれて曰く、吾聞く東方に神國あり、日本といふ、亦聖王おはせり、天皇とまをす、必ずその國の神兵ならむと、即ち服<sub>マシ</sub>ひぬ、かくて叩頭して曰く、自今以後長く飼部となり、舟楫乾さず、春秋に馬梳馬鞭を獻らむ、又年毎に男女の調を買せんと、かつ誓て曰く、日、西より出て、んも、阿利那禮河、逆流せんも、そひきまつらすと、實に盛なりといふへし、

應神の朝に、百濟より阿直岐といふ者を遣はす、太子菟道稚郎子<sub>レ</sub>を師として、經典を學び玉ふ、その後王仁も來たり、論語千字文を奉りぬ、後十三年を経て、高麗王使を遣して、表文を上りぬ、表に曰く、高麗王日本國に教ふと、太子ろの表を讀みて、いたく怒らせられ、その表をさき破り玉ふ、彼の使の肝膽を折き、國威を辱しめ玉はざるなど、ありのたきみこゝろよこそ、

欽明の朝に、大將軍紀男麿副將河邊瓊缶を遣はして、新羅を討たしむ、我軍利あらず、軍人伊企儼、擒にせらる、賊虜勸誘して降らしめんとそ、從はず、彼刀を抜きて、逼りて曰く、汝日本の將、我唇肉を啖へと云ふへしと、伊企儼大に呼ひ曰く、新羅王予か唇肉を啖へと、遂に殺さる、いさましきかな、

推古の朝に、小野妹子を以て大使とし、隋に使せしむ、ろの書に、日出處の



天子書を日没處の天子に致すとか、れたり、隋主覽て悦はさりしとかや、明年彼よりも、裴世清等をおこして、國書を奉りぬ、その文に、皇帝倭皇に問ふの文あり、天皇書辭の如何を下問し玉ふ、皇太子厩戸、諸侯に賜ふ式なりとて大に之を惡み玉ふ、かくてろの答書を與ふ、皇太子其文を草し玉ひて、東天皇敬て西皇帝に白す云々、皇太子は佛法を信し玉ひしか、かれこれ申すめれと、外國に對しては、かくはかりの心を用ゐさせ玉ひしはありかたき事なりや、

孝徳の朝の、遣唐押使高向玄理、河邊麻呂等、唐に至り、高宗に謁す、高宗皇朝輿地及國書の神名等を問ふ、玄理等之に應ること甚だ詳なりしと、君命を辱かしめすといふへし、

齊明天皇の朝に、坂合部石布、津守吉祥を唐に遣はす、高宗、まつ天皇の起居、及國家の安否を問ひ、蝦夷の地理風俗を聞く、吉祥敷陳すること最も

詳なり、高宗いたく悦ぶ、唐人等皆使者の容儀に關へるを見て大に賞賛せりとそ又名譽といふへし、

天武の朝に始て律令を制し玉ふ、文武の朝に至り之を選定し、元正の朝よいたりふたゝひ選はせ玉ふ、さて隋唐と交通せしこのかゝ、何事もろれに摸倣せんふとをつとめられ、大化の改新も専らそれによらせ玉ひしは人々の皆知るところなり、されど令文等は猶直譯せさせ玉ふことなく、日本の古法、古式はた民俗習慣によらせ玉ひしは、かしてき事とたゝへつへし、そは神祇官を以て諸官の上位にすゑさせ玉ひ、大藏省をは省の中に加へさせ玉ひしとよく思考せは思半に過ぎなむか、

文武天皇の朝、粟田朝臣真人を遣唐執節使となす、真人長安にいたり、則天武氏に謁す、進徳冠を戴き、紫袍を穿ち、帛帶を着け、儀容閑雅、進退度あり、唐人曰く我聞く海東に大倭國あり、之を君子國といふ、人民豊樂にし



て、禮義敦行なりと、今使人の容儀を見るに大に淨し、豈信ならずやと、  
 光仁の朝に阿倍仲麻呂唐に卒せ、仲麻呂、元正の朝に留學生となりて西  
 遊したり、唐玄宗其の才を愛し厚く之を遇す、姓名を改めて朝衡といひ  
 遂に唐に仕へて秘書監にいたり、左補闕を歴たり、その後東皈せんとして  
 出立せしか海上にて颶風に遇ひ果さず、安南をへてまた唐にゆく、肅宗  
 無恙を喜び、左散騎常侍安南都護を授け、北海郡の開國公に累遷す、食邑  
 三千戸なりとぞ、さて仲麻呂のことに付き、之を論議せしもの文に歌に  
 詩よその數千萬首ならそ、然れど異朝に仕へ、一身の名譽を貪りしこと  
 にいたりては一人として咎めざるものもし、こは日本人の氣象のそむ  
 けはなり、日本人の氣象に乏しければなり、外人崇拜主義の人、こをみて  
 顧るところなきや否、  
 嵯峨の朝に姓氏錄成る、皇神、蕃の三別に定められ、一千一百八十二氏悉

く詳なることを得たり、外國の後裔を蕃別よせられたる、聖意のほとい  
 とかしてしや、

宇多の朝に菅原道具上書して遣唐使を罷む、こは我朝の禮文既に備は  
 り、また彼に學ぶことなきを以てなり、列朝の彼と交通せしは只彼の長  
 所を取らむとぞるにあるのみ、こゝにいたりて斷然遣唐使を廢せられ  
 しは、實に卓見といふへし、

後一條の朝に藤原隆家大宰大貳となる、時に刀夷國の賊船五十餘艘を  
 擧めて入寇せり、隆家討ちて之を退く、大鏡にこを評して筑紫にはかね  
 ての用意もなく、大貳殿、弓矢の本すゑをも知り給はねはいかゞとお  
 ぼしけれと、やまどころかしてくおはする人にて云々府の内につか  
 ふまつる人をさへ、おしとりて戦はしめ給ひければ、彼奴か方の者ども  
 いと多く死にけるは、さはいへど家たかくおはしますすけに、いみじかり



しこと平らけ給へりし殿そかし身門地に生れ、更ニ情弱の風なく、一撃、賊を破る、壯なる哉、

後鳥羽の朝に源義經兄頼朝と不和を生じ、遂に逃れて満洲に入り、王位に上り、百戰百勝全歐州を蹂躪せん、の勢ありたり、鎌倉實記を偽作といふ人もあれと、ろいどまれかくまれ

順徳の朝に朝比奈義秀戰敗れて、安房より海を涉り、高麗に入り、大に勇氣を振ひたるよし、神社考にみえたり、こも確ならずといはばいへ、

後宇多の朝に元主忽必烈兵十萬を遣はし、鎮西に寇す、九州の兵、防戰大に之を敗りぬ、元兵還るを得たりしは、僅に三人のみ、これより先に忽必烈書を献り、通好を求めぬ、北條時宗奏して曰く、書辭不遜、答へ玉はさるへしと、朝議之に従ふ、後ふたゝひ其の臣趙良弼をして書を齎して來聘せしむ、また報せず、既にして良弼また來る、時宗九州の武士をして逐ひ

飯さしめき、この朝にいたり杜世忠等をしてまた來聘せしむ、時宗その無禮を怒り、斬りてろの首を梟す、忽必烈之を聞きて大に怒り、其の臣阿刺罕、范文虎、忻都、洪茶丘等に兵十萬に將として入寇せしむ、時に颶風大に作り、俄にその艦を敗る、蒙古の諸將各堅艦を擇ひ、まれに乗りて遁れ去る、士卒十余萬を平戸嶋に棄つ、我兵その殘兵三萬余人を五龍山下に捕へ、博多嶋にて首を斬る、僅に三人を赦し、は國にかへりてその主に語りきかせよとてあり、快なるかな、快なるかな

足利時代の末より元龜、天正のころにあたり、朝鮮あるは明國にて我兵の侵畧に遇ひしはいとおほし、ことに明國の如きは倭寇と稱して控制すること能はず、之を恐れしこと、猛虎の如くなりしとかや、當時我國のありさまを考ふるに、群雄割據互に雌雄を決せんとする時あり、即ち多時の時なり、この際にかゝる事ありしは名ある人々にあらざること



明なり、さては九州あたりの浮浪の民なりしならむ、然るに猶外國に赴き、倭寇如何ともすること能はずと歎せしめしにいたりしは又以て日本人の氣象の一斑を見るに足りなむ、

豊臣秀吉の朝鮮征伐は兒童もよく知るなればはふきつ、只三韓を征伐し明國を撃たむとする時にあたり、群臣諫めけらく、君、名護屋にありて遙に朝鮮を指麾し玉ふとも明朝鮮の書牘往來必ず多からむに、文才ある者あらずは、その意旨を知る可らずといひしかは、秀吉、吾、明と朝鮮とをして、其の國の文を抛たしめ、皇國のいろはを知らしめむとす、何にてか學生等を携ふべきといはれしとか、また彼より爾を封して日本國王となすといふ冊書の來たりしや忽ち怒りてうち破られたりとか、秀吉の雄氣はさらなり、事にあたりて尊内身外の義を明かにせられたるなど實に英雄なりけり、豪なりけり、武家閑談に小早川隆景朝鮮より曾

根兵庫を以て名護屋に遣し、十萬の人数を渡海仰付られは、朝鮮在陣の兵十三萬にて隆景先手を仕り、朝鮮を押拂ひ、明國に打入、北京を攻取申度と申すを聞て、秀吉公機嫌不斜、隆景氣象さもありなん、若し秀吉齡詰り病候とも、秀次を守立、是非明へ取掛るへし、其時は我も靈神となりて天へ上り、黒雲に乗り、鐵龍となり、四百余州の奴原、一々蹴殺さんこと掌の中なり、夫に付柘榴を嚙て火になしたる小男が名を忘れたり、と仰せらる、施藥院承り、菅丞相の御事おて候や、忝くも北野天神の御義なりと申す、公聞召し、それく、其菅丞相、うれさへ、我念を通して雷となりたりとかや、其男は我垢ほどもなきものなりと仰せられき、一座の大小名興をさましけるとなり、又朝鮮御陣觸の時朝鮮八道は云に及はず、明の四百餘州を攻平て北京の王を召捕り、うれより天竺を切平け、道さへあらは地、獄極樂までも御手遣なされて牛頭馬頭の鬼までも御成敗なさ



れ、十萬億度の阿彌陀如來閻魔大王までも日本へ御禮させんと仰出さるるの後八道の内四道を攻取りしかども、人數少しとの評議の時、秀吉つくくくと聞召れ、吾此小國の日本に生れ來て、是程まで取掛りたる異國なるに、人數不足して取りおほせさること、無念の至極なりとて御泪をはらくと御流し候を見て、人々其大膽を感じ、舌を振ひけるとなり。こを讀みたらむには、秀吉の意のありしところはしられなむ、濱田彌兵衛の臺灣に攻め入りしをも、山田仁左衛長政は長崎より海を航して暹羅國に赴き、偶その國に亂ありしか、ろを平定せし功を以て遂に王爵に封せらる、この事に預りしもの、および當時その日本町に居りしもの凡數十人あり、その後彼の國人に妬まれ、遂に戦争とありしか、ろのをりのはたらきは實にいさましく日本人の名譽、實に大なりや、

また木谷久左衛門も寛永中に暹羅に赴き、ろの敵國亞華を降し、功をもて、是も王爵を得たり、

又寺澤氏の大夫石川縫殿助の弟石川某も渡海して交趾國にいたりしに、その王、石川か才を愛し、兵を授けて隣國を征せしめ、累りに功ありしかば、王遂にろの位を譲りたりといふ、これ寛永中の事なりけらし、新井白石の朝鮮應對の禮をあらためしなどは當時の強硬政略とやいふへからむ、

林子平の海國兵談はめてたしといふも愚なり  
筒井伊賀守の魯西亞公使との談判もいさまし、

ペルリの浦賀に來たりしより、鎖國攘夷の議論天下にみちわたり命を捨て、生を顧みさりし人、その幾万人なるを知らず輿論の向ふところ幕府を斃し、遂に王政維新の佳運を見るにいたれり、前古未聞の事といふ



へし、

高杉晋作の外國軍艦を迎へて長門のおきに戦ひたるよろし、

薩摩をこの銃をとりたるもおもしろし、

露をだにいとふ大和のをみなへしふる阿米利加に袖はぬらさし」とは

ある遊女によめるなり、女なからも

以上列記したるは我歴史上、最も著明の事實なり、外國崇拜主義の人々

熟慮以て一讀したらむには、或は愧死するものあらむ、あき終りしに夜

いたくふけわたり、四隣寂寥、庭上たゞ霜をわふる、こゝろきの聲きこゆ

るのみ、

外 交 終

版權登錄

明治廿二年十月廿九日印刷  
明治廿二年十月三十日出版

定價金貳拾五錢



編纂者 兼 發行者

野口竹次郎

東京市日本橋區本町一丁目十二番地

印刷者

山口竹二郎

東京市京橋區西紺屋町七番地

發兌元

博文館

東京市日本橋區本石町三丁目十六番地



- 小林雄七郎君著 **薩長土肥** (再) 特別實價金拾五錢 (版) 改正郵稅 金二錢
- 文學士三宅雅二郎君序 坪谷善四郎君著 **政治新論** (再) 特別實價金廿五錢 (版) 改正郵稅 金四錢
- 法制局參事官中橋德五郎君序 豐田淺野兩君著 **公證人規則實用** (再) 特別實價金廿五錢 (版) 改正郵稅 金六錢
- 文學士高田早苗君序 坪谷善四郎君著 **通俗政治演說** (三) 特別實價金拾五錢 (版) 改正郵稅 金四錢
- 柳原前光吉田清成兩公題辭菊地法學博士斯波法學士序 **帝國憲法註釋** (再) 特別實價金五拾錢 (版) 改正郵稅 金十二錢
- 文學士添田壽一法學士樋山資之兩君題辭坪谷善四郎君著 **帝國憲法正解** (三) 特別實價金拾錢 (版) 改正郵稅 一錢五厘
- 控訴院評定官法學士伊藤梯治君校閱 園田賽四郎君著 **帝國憲法正解** (三) 特別實價金拾錢 (版) 改正郵稅 一錢五厘
- 文學士高田早苗君序 坪谷善四郎君著 **萬國憲法** (再) 特別實價金廿五錢 (版) 改正郵稅 金六錢
- 大審院檢事長名村泰藏公題辭 江木伊藤兩法學士校閱 坪谷善四郎君著 **市制町村制註釋** (十) 特別實價金二十錢 (版) 改正郵稅 金六錢
- 遞信次官前島密公題辭 江木法學士序 坪谷善四郎君著 **市町村議員必携** (再) 特別實價金三拾錢 (版) 改正郵稅 金六錢
- 品川樞密院顧問官題辭 木村兩毛鐵道會社副社長序 須永金三郎君著 **大日本織物誌** (再) 特別實價金廿五錢 (版) 改正郵稅 金四錢
- 巖谷一六先生題辭內山正如君編 **日本三景密刻圖傳入** (三) 特別實價金廿五錢 (版) 改正郵稅 金六錢
- 活用 **日本用文大全** (三) 特別實價金廿五錢 (版) 改正郵稅 金六錢
- 高田文學士志賀農學士序 坂牧勇助君譯補 **金money正續合本** (五) 特別實價金三拾錢 (版) 改正郵稅 金八錢
- 農學士志賀重昂君序 坂牧勇助君著 **金** (續) (商家致富之要訣) (三) 特別實價金拾五錢 (版) 改正郵稅 金四錢
- 太平樂人著 **樂己み草紙** (再) 特別實價金三拾錢 (版) 改正郵稅 金六錢
- 條野傳平君著 (密勸數葉入) **最良朝日嶽之傳** (再) 特別實價金拾五錢 (版) 改正郵稅 金六錢
- 角力朝日嶽之傳 (再) 特別實價金拾五錢 (版) 改正郵稅 金六錢
- 文科大學教授內藤耻斐君校閱 松井廣吉君著 **日本帝國史** (三) 特別實價金三拾錢 (版) 改正郵稅 金三錢
- 學士會院員栗本勳雲先生評并關 北村三郎君著 **支那帝國史** (上) 一冊 特別實價金三拾錢 (下) 一冊 特別實價金三拾錢
- 小中村義象 落合直文 丸山正彦 增田千信 萩野由之先生合著 **交** (新) 特別實價金廿五錢 (版) 改正郵稅 四錢
- 田口卯吉君序 須永金三郎君著 **新日本商業用文** (新) 特別實價金五十錢 (版) 印刷中
- 撰者新井田次郎君筆記 **全國條約改正舌戰錄** 紙數四百頁以上 印刷中



エト3T-72





終